令和４年３月定例会会議録

　令和４年豊郷町議会３月定例会は、令和４年３月４日豊郷町役場内に招集された。

　１、当日の出席議員は次のとおり

　　　　　　　　　　　　　１　番　　　　日比野　雄　二

　　　　　　　　　　　　　２　番　　　　辻　本　　　勇

　　　　　　　　　　　　　３　番　　　　中　島　政　幸

　　　　　　　　　　　　　４　番　　　　村　岸　善　一

　　　　　　　　　　　　　５　番　　　　前　田　広　幸

　　　　　　　　　　　　　６　番　　　　高　橋　直　子

　　　　　　　　　　　　　７　番　　　　西　澤　博　一

　　　　　　　　　　　　　８　番　　　　鈴　木　勉　市

　　　　　　　　　　　　　９　番　　　　西　澤　清　正

　　　　　　　　　　　　１０　番　　　　今　村　恵美子

　　　　　　　　　　　　１１　番　　　　河　合　　　勇

　２、当日の欠席議員は次のとおり

　　　　　　　　　　　　　　　な　　　　　し

　３、地方自治法第１２１条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

　　　　　　　　町長　　　　伊　藤　定　勉

　　　　　　　　教育長　　　　堤　　　清　司

　　　　　　　　総務課長　　　　山　田　裕　樹

　　　　　　　　企画振興課長　　　　清　水　純一郎

　　　　　　　　税務課長　　　　山　口　昌　和

　　　　　　　　保健福祉課長　　　　森　　　ちあき

　　　　　　　　医療保険課長　　　　西　山　喜代史

　　　　　　　　住民生活課長　　　　長谷川　勝　就

　　　　　　　　会計管理者　　　　小　西　直　美

　　　　　　　　人権政策課長　　　　西　山　逸　範

　　　　　　　　地域整備課長　　　　岡　村　浩　孝

　　　　　　　　産業振興課長　　　　山　田　篤　史

　　　　　　　　上下水道課長　　　　森　本　智　宏

　　　　　　　　教育次長　　　　馬　場　貞　子

　４、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

　　　　　　　　議会事務局長　　　　神　辺　　　功

　　　　　　　　書記　　　　田　中　宏　樹

　５、提案された議案は次のとおり

　　　　議第　３号　　豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

　　　　議第　４号　　豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

　　　　議第　５号　　豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

　　　　議第　６号　　豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

　　　　議第　７号　　豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

　　　　議第　８号　　豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

　　　　議第　９号　　豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

　　　　議第１０号　　豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

　　　　議第１１号　　豊郷町債権の管理に関する条例案

　　　　議第１２号　　豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案

　　　　議第１３号　　令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）

　　　　議第１４号　　令和３年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

　　　　議第１５号　　令和３年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

　　　　議第１６号　　令和４年度豊郷町一般会計予算

　　　　議第１７号　　令和４年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算

　　　　議第１８号　　令和４年度豊郷町介護保険事業特別会計予算

　　　　議第１９号　　令和４年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

　　　　議第２０号　　令和４年度豊郷町水道事業会計予算

　　　　議第２１号　　令和４年度豊郷町下水道事業会計予算

　　　　請願第１号　　国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書

　　　　請願第２号　　政府が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施を求める請願

　　　　発議第１号　　議員派遣の件

河合議長　　皆さん、おはようございます。これより令和４年３月第１回豊郷町議会定例会を開会いたします。

　ただいまの出席議員は１１名で、会議開会定足数に達しております。よって第１回定例会は成立いたしました。

　本日の会議を開きます。

　（午前８時５６分）

　最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いをいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

　会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、４番、村岸善一議員、５番、前田広幸議員を指名いたします。

　日程第２、会期決定の件を議題といたします。

　お諮りいたします。

　今期定例会の会期は、本日から３月２４日までの２１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より２４日までの２１日間と決しました。

　日程第３、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和３年１１月分から令和４年１月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出をされていますから、ご了承願います。

　次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

　次に、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されております。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

　続いて、委員会報告を行います。高橋議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

高橋議会広報

常任委員長　　はい、議長。

河合議長　　高橋さん。

高橋議会広報

常任委員長　　皆さん、おはようございます。議会広報常任委員会報告をいたします。

　昨年１１月１２日に開催をされました臨時議会におきまして、新たな広報常任委員会委員の選出・構成が行われましたが、予算決算常任委員会からの委員選出がないことから、現在は委員４名で広報常任委員会を構成する状態が続いていることをまず報告させていただきたいと思います。

　それでは、今回議会だより第８８号の発行に向けての取組について報告をいたします。

　議会広報常任委員会では、１２月１４日に第８８号の発行に向けまして第１回目の委員会を開き、新しい委員構成となったことから、今後の議会だよりの進め方について協議を行い、従来のページ数確保にとらわれない編集、構成をしていくことや、町民の方々からの記事などの提供も今後は検討していくことなどを話し合いました。

　そして、１２月２１日に第２回目の委員会を開き、一般質問の掲載量を１人１問３段とし、顔写真は正面からのものに変更することや、委員会記事の紙面分量などについての方向性をまとめました。

　年が明けて１月７日に第３回目の委員会を開催し、掲載記事の選定を行うとともに、紙面の構成そして今後の編集、発行のスケジュールなどを整理していきました。

　今回の第８８号の発行のスケジュールにつきましては、豊郷町にとって大きな節目となります２月１１日に実施される予定でした新庁舎竣工式、町制５０周年記念式典の機会に議員全員での写真撮影を行い、今後に向けての特別な号として位置づけ、掲載していこうということで、通常の発行日は月の第２週目ですが、今回は第４週目での発行とすることとして、その後の発行作業を進めることといたしました。

　しかし、コロナ感染拡大の影響で式典が中止となり、結果としては、残念ですが、議員全員そろっての写真を表紙に掲載することはできませんでした。

　その後、次回の委員会において紙面校正などの検討、協議を円滑に進めていくための準備として１月１４日に正副委員長で原稿の確認を行うとともに、第８８号紙面の編成イメージを具体的に示していきました。

　２月８日に第４回目の委員会を開催し、紙面の文字表現やレイアウトなどの校正作業を行い、２月１７日に開かれた議会運営委員会後の機会を捉えまして、第５回目の委員会を開催し、再度校正箇所などが指示どおり修正されているかの点検をいたしました。

　翌日、２月１８日に正副委員長で最終の確認を行い、校了として、２月２５日に議会だより第８８号を発行いたしましたので、ご報告いたします。

　なお、委員４名全員がそろった状態で委員会を開催できたのは１２月１４日の最初の委員会だけでしたので、この状態は改善する必要があると言わざるを得ません。改めて、議員皆さんのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、議会広報常任委員会からの報告を終わります。

河合議長　　ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

　日程第４、議第３号豊郷町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　皆さん、おはようございます。本日令和４年第１回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より、本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

　さて、今期定例会には、同意案件１件、条例制定案件２件、条例改正案件５件、令和３年度豊郷町一般会計及び各特別会計の補正予算案件３件、令和４年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計の予算案件６件、その他案件２件の計１９件の議案を提案させていただいております。

　それでは、議第３号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

　住所、滋賀県犬上郡豊郷町大字八町６６６番地、氏名、村西康弘、生年月日、昭和２７年１０月６日を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

　任期は令和４年４月１日から３か年でございます。

　ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論を行います。

　討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　これより議第３号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

　賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。

　よって、議第３号は原案どおり同意されました。

　日程第５、議第４号豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第４号豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

　豊郷町先人を偲ぶ館につきましては、現在、四十九院文化財保護委員会代表、岸田義彦氏を指定管理者として指定しておりますが、本年３月３１日付をもって指定期間が満了します。そのため、令和３年１２月１０日から令和４年１月１７日まで、この施設の指定管理者を募集したところ、四十九院文化財保護委員会代表、岸田義彦氏が応募され、候補者として選考しました。この候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２、第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

　なお、指定期間は本年４月１日から令和９年３月３１日までの５年間であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論を行います。

　討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　これより議第４号豊郷町先人を偲ぶ館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを採決いたします。

　賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。

　よって、議第４号は原案どおり可決されました。

　日程第６、議第５号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第５号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

　豊郷スポーツ公園施設につきましては、現在、特定非営利活動法人アザックとよさとを指定管理者として指定しておりますが、本年３月３１日付をもって指定期間が満了します。そのため、令和３年１２月３日から令和４年１月１２日まで指定管理者を募集したところ、特定非営利活動法人アザックとよさとが応募され、候補者として選定しました。この候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２、第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

　なお、指定期間は本年４月１日から令和９年３月３１日までの５年間であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長　　これより質疑を行います。

　質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論を行います。

　討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

　これより議第５号豊郷スポーツ公園施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを採決いたします。

　賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、全員）

河合議長　　全員起立であります。

　よって、議第５号は原案どおり可決されました。

　日程第７、議第６号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第６号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

　今回の改正は、令和４年度の国民健康保険事業費納付金の算定結果及び将来的な県内の保険料水準の統一を考慮し、賦課方式を現在の４方式から資産割を廃止した３方式に変更するとともに、保険税の軽減を行った上で税率を改正するもの、ならびに全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律令和３年法律第６６号の施行に伴い、未就学児の均等割を減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長　　これより質疑を行います。

　質疑はありませんか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村さん。

今村議員　　それでは、議第６号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、今、町長の方から提案説明がありましたが、今回、資産割がなくなって、所得割、平等割、均等割の３方式に変えるという中身なんですが、まず１点目は、所得割が今回の条例改正で１００分の５.８６ということになっておりますが、これで、国保世帯には非課税世帯もありますし、そして課税世帯と二通りあるわけですけれども、非課税世帯の数は幾らと算定しているのか。世帯数。

　それから、課税世帯。課税世帯数は幾らで算定して、当初予算にそれで上げているのかなとは思っているんですが、その課税世帯の中で１００分の５.８６に所得割を換算すると、一番少ない方で想定している金額は幾らぐらいで、一番減税幅が大きくなる方は豊郷の国保課税世帯の中で幾らになるのか。昨年度実績、今年まだ確定申告が終わっていませんから多少の変動は出てくると思うんですが、見込みとしてどういうふうになっているのか、考えておられるのかを説明してください。

　それと、国は少子高齢化対策、この中で、やはり子どもの均等割。国が言うてんのは、就学前。小学校入学までのお子さんに対して均等割を廃止するという形でやっておりますが、本町におきまして、国保世帯の中で就学前のこの均等割が廃止されるお子さんの数は現在何人を想定しているのか。

　それと、豊郷は県下でも子育て支援の優れたまちですが、子どもの医療費無料化でも国の言うてる、国は就学前の医療費のそういう所得制限を加えた上の補助は出しているんですが、豊郷はそれよりも厚く町単で高校卒業まで町が上乗せしてやりますよというふうになっておりますが、現在国保世帯の中で就学前のお子さんを引いて高校卒業までのお子さんの人数は何人いるのか。その人数も提示してください。

　最後に、今回また納付金算定結果を受けていろいろそれぞれの率や金額をいろいろ計算されたと思うんですけれども、今回のこの改定で、この税収で、この間ずっと国保会計は結構剰余金が積み上がってきましたが、令和４年度におけるこの改定で国保の基金は出てくる見込みでこれを決めたのか、それとも従来の国保基金を充当してこういう引下げの幅を広げてきたのか、どういう財政、令和４年度にしていくために条例改正をなさったのか、その点について説明を求めます。

河合議長　　山口税務課長。

税務課長　　今村議員のご質疑にお答えいたします。

　まず１点目ですけれども、所得割１００分の５.８６ということですけれども、これについては医療分ということで、全体としては所得割は１００分の１０.８１となります。

　次に、非課税世帯の数と課税世帯の数ですけど、そちらの方は把握しておりません。

　次に、今回の改正により一番額が低いのは幾らかという話ですけれども、これにつきましては、大体、世帯数ですけども、全体で７,０６１円で、平均値ですけれども、あと最大で下がる方というのは令和３年度課税分で、ＣＳＶに吐き出して今回の税率改正で比較検証しましたところ、それぞれの世帯で減少となっておりますけども、その最大値につきましては、全体で７万７,６００円でございます。

　次にですけれども、子どもの均等割に係る、いわゆる未就学児ですけども、その人数ということですけれども、令和３年度での算定で計算しましたところ、５８人でございます。額的には５７万８,０００円ということです。

　次ですけども、高校世代から未就学児を引き算ということですけれども、こちらがつかんで今検証していますのは、１８歳未満という形でお答えさせていただきます。

　１８歳未満に係る均等割、国保世帯では２３５人でございます。

　私の方からは以上でございます。

医療保険課長　　はい、議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

　最後のご質疑の令和４年度の基金の投入の件につきましてですけども、現時点で４２６万２,０００円を来年度当初予算の方で、基金の方、充当しておりますので、これを合わせて税収、あとは均等割の軽減している分の一般会計の繰入れを足し込んで納付金の方を払いますので、それで国保特会については回っていけるのかなというふうには考えております。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再質疑ありますか。

今村議員　　はい。

河合議長　　はい、今村さん。

今村議員　　１点、税務課長の方に伺いたいんですが、国保世帯、住民税非課税、こうなって均等割、平等割の方で７割、５割、２割軽減とかそういうのがかかりますが、令和３年度の実績でこの非課税世帯の世帯数全体の、私、もうちょっとはっきり覚えていないけど、５割超してたんか下がってんか分かんないんやけど、実績としてどのくらいあったのか。

　それをもう一度伺いたいのと、それと、先ほど就学前以外の１８歳未満が２３５人というふうに思ったんですが、それは未就学の５８人は入っているのかどうか。入っていなかったら、そのマイナス分の人数は、１００引いた人数ですけど、これは、大体国保は世帯課税やから世帯に係わってくるんやけど、子どもさんがいる、こういう１８歳未満の子どもさんがいる世帯というのが現豊郷の国保世帯、１,０００世帯ぐらいあったんですかね、中の何割ぐらいあるのか。国保の世帯の年代は、豊郷は若いって、平均世帯は若いという話を聞きましたけれども、このお子さんたちのいる世帯は国保世帯の中でどのくらいいらっしゃるのか、何割ぐらいいるのか。それをちょっと説明してください。

　それから、医療保険課長の方には、基金の充当もしながら回っていけると。そういう形で今回は引下げを考えたという形でおっしゃっておりますが、国保の基金というのは、うちのそれぞれの特別会計の中では一番高いような感じもするんですが、毎年積み上がってきましたからね。将来、県統一化とかいう話もありますが、それはそれとして、やはりその国保世帯の保険税を取り過ぎた分が余ってきているわけですけれども、それはやっぱり豊郷の国保世帯が豊郷でこの会計を持っている間に運用していくというのがやっぱり普通に考えたらその方が、統一化になって全部基金を県に吐き出すということは普通実際あんまり考えないんですけど、その基金の運用についてはどのように考えているのか。その点について担当課の見解を求めます。

税務課長　　議長。

河合議長　　山口税務課長。

税務課長　　今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

　国保は所得状況により課税しているわけですけれども、今村議員、今おっしゃる非課税それから課税世帯の世帯数ということですけども、先ほどお答えしたとおり把握はしておりません。

　ただ、必要であればお出しさせていただきますけれども、次の委員会で報告させていただいてよろしいでしょうか。

今村議員　　はい、結構です。

税務課長　　次に、先ほど未就学児５８人、それから１８歳未満２３５人ということで、差引き１７７でございます。

　それから、個人の均等割の半額ということで、個人決算しておりますので、世帯の方は把握しておりません。

　以上です。

今村議員　　全部また聞きますから、委員会までに把握して。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、今村議員の再質疑にお答えいたします。

　今後の基金の活用方法についてでございますけれども、今回４２６万２,０００円の方を基金充当いたしますので、今後、県の標準保険料がどうなるかという不透明な部分はかなりあるかと思うんですけども、最終的には県の方に統一していく流れになりますので、現状の当町の標準保険料と県の標準保険料の令和４年度の算定で１万６,９９９円、１人当たりですけども、差があって、そこまでは引き上げなあかんということになっておりますので、そこを踏まえて、今後、現時点で統一するのがいつなのかというのははっきり分からない部分はあるんですけれども、そちらについては令和９年度に統一するであろうという想定で今後基金を投入していけばどうなるのかというのを今年度試算の方を幾つかしております。

　一応据置きを続けるパターンと平準化を行って標準保険料に近づけていくやり方で改正方法を毎年改定していく方法、改定方法を２年に１度にするのか、あと改定方法を３回にするのかで基金の投入額の方が変わってくるんですけども、最大で４,８００万程度の基金の投入をすることで、最終的には県の標準保険料に統一していくという流れを現時点では検討しております。ただ、あくまでも現時点で想定し得る条件に基づいての試算になりますので、今後医療費の高騰、医療費が伸びていくことで県の標準保険料が引き上がるということになれば、当然４,８００万も５,０００万を超えてくるかもしれませんし、それが伸びなければそこまで伸びないかもしれないと。ある程度幅を持たせた試算の方を現時点では想定しております。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　お諮りいたします。

　会議規則第３９条の規定により、議第６号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　ご異議なしと認めます。

　よって、議第６号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

　日程第８、議第７号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第７号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

　今回の改正は、豊郷町職員の給与に関する条例第２２条第２項各号列記以外の部分中、１００分の１２７.５を１００分の１２０に改め、同条第３項中１００分の１２０に、１００分の７２.５を１００分の６７.５に改めます。

　また、附則で令和４年６月支給する期末手当の額は、再任用職員以外１２７.５分の１５、再任用職員は７２.５分の１０を減じた額となります。

　ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員　　はい。

河合議長　　はい、今村さん。

今村議員　　これは町職員の期末手当の減額の条例改正案だと思うんですが、今の現状、これ、令和４年度からの改正だと思いますが、４年度で今の職員の給与で換算すると、一番少ない人でどのくらい減るのか。一番多い職員でどのぐらいが減額になるのか。ちょっと金額を提示してくれませんか。

総務課長　　はい、議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の質疑にお答えします。

　一番給料高い方と一番低い方の額を教えてくださいということで、一番高い方ではなくて５級の平均と１級の平均で今ちょっと計算していますので、それを報告いたします。

　５級の方ですと、月額３８万６００円の方は、改正前ですと５３万３,７９２円になりますが、改正後ですと４３万９,５９３円となって、差額としましては９万４,１９８円。１級の３２号でいきますと、月額１９万３,９００円の方は、改正前ですと２４万７,２２３円で改正後は２０万３,５９５円となって、差額は４万３,６２８円の減となります。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再質疑ありますか。

今村議員　　いいです。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　お諮りいたします。

　会議規則第３９条の規定により、議第７号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

　これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認めます。

　よって、議第７号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

　日程第９、議第８号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第８号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

　今回の改正は、豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第２条第２項ただし書中１００分の１２７.５を１００分の１２０に、１００分の１６７.５を１００分の１６２.５に改めます。

　また、附則で令和４年６月支給する期末手当の額は１２７.５分の１５とあるのは１６７.５分の１０を減じた額となります。

　ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　お諮りいたします。

　会議規則３９条の規定により、議第８号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認めます。よって、議第８号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

　日程第１０、議第９号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第９号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

　今回の改正は、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

　ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

高橋議員　　はい、議長、あります。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　それでは、議第９号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について質疑をさせていただきます。

　会計年度の職員さんとかパートの方々にこういう制度がつくられるということは歓迎したいと思います。

　その中で、下の方ですね、第２４条の中で、任命権者は育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないという中の１番とか２番につきましては相談体制とか研修がここにうたわれているんですけれども、いつ、どなたがこういうことを責任を持って受けられるのかというのを教えてください。

　そして、このご時世ですので、だんだん男性の育児休暇も取得するようになっています。現の職員さん、参考にしたいので教えてほしいんですけれども、正規の職員の方でいわゆるパパ休というのを取った方がおられるのかどうかを教えてください。

　そして、これは一応要請する段階では、ちゃんとまた復帰しますよという約束の下に取られると思うんですけれども、やむなく何かの理由で復職できなかった場合はどんな扱いになるのかというのも教えてください。

　以上です。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の質疑にお答えします。

　まず、（１）の職員に対する育児休業に係る研修の実施について、いつ、どなたがということなんですけども、これは令和４年度に全職員を考えております。

　次に、（２）育児休業に関する相談体制の整備というのは、人事の方で行います。

　あと、男性の育児休業はいてるのかということでございますが、今のところおられません。相談としては１件ございました。

　育児休業中に復職できない場合というのは退職になろうかと、今のところは考えております。

　以上です。

河合議長　　高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　はい、高橋さん。

高橋議員　　それでは、再質疑をさせていただきます。

　つまり、研修とか相談体制は総務課の人事担当の方が対応するのだと、そのように思っていたらいいんでしょうか。

　それから、復帰できなかった場合というのは、これ、その期間お給料とかが発生するわけじゃないですか。休んでいる間はね。違うんですか。

　復帰するということが前提のこういう体制ですので、本当にやむなくというケースはやっぱり起きると思うんですよ。分かりますか。依頼したときには十分復帰の気持ちがあって、そしてこういう休暇願を出すことになるんですけれども、何かの理由で復帰できなかったときの支援体制の、言うたら返すものとかそういうのが発生するのかどうかを教えていただきたかったんです。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の再質疑にお答えいたします。

　研修とか相談窓口は、総務課の人事で行います。

　あと、やむなく復職できない場合というのは、例えば復職の期間が来たときに病気であれば病欠の長期休暇とかがありますし、それ以外の家庭の事情で復職できない場合とかはそういう制度がございませんので、もう退職になろうかと思います。

　以上です。

河合議長　　高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員　　ああ、もう結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

今村議員　　はい。

河合議長　　はい、今村さん。

今村議員　　議第９号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。非常勤職員、会計年度職員などに対しての育休のこういった育児休業法に伴うのをつくっているということで説明を受けているんですが、正規職員の方は共済組合に入っているので育休中も有給という形で若干補償があるということで育休を取得される方は結構多いんですけれども、こういう非常勤、また会計年度の職員というのは、豊郷でも毎年募集して、また続けて、また募集して、一年一年ぶつ切りみたいな形になっておりますが、そういった方々で育休を取って再度豊郷で働きたいという人が出てくる方が、町にとっては、やっぱり慣れた、そういう保育士さんなんかいてくださる方が保育園でも幼稚園でもいろんな学童にしても安心してお任せできるわけじゃないですか。そういった中で、この共済組合に入らないと給与補償はないということを説明いただきましたが、今現時点でこのパート職員、それからフルタイム職員のそういう会計年度職員の皆さんたちはこの共済組合に加入する、そういった希望を持っておられる方とかあるんですか。現実入っている人もいるんですか。

　現状、職場ではどんどん正規職員が減ってきていますけれど、本来はやっぱり長く継続して専門性を高めていただきたいなというふうに、豊郷で働いていただきたいなと思うんですが、そういう面では町としてのそういう方々の応援施策というのは、これは法律やけど、町独自の何か考えてはるんでしょうか。その辺をちょっとありましたら、説明をお願いします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員のご質疑にお答えいたします。

　会計年度職員のフルタイムは確か共済組合だったと思います。パートはまだだったような気がします。

　それで、継続して雇用できるような体制については、一応人事院の方から継続雇用についての文書が来ておりまして、原則２年、規則とかで定めて最長５年までの、どう言ったらいいんですか、その方の評価をした後に延ばせるという制度がございますので、そういうようなことも一応考えていきたいなと、今考えております。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再質疑ありますか。

今村議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　お諮りいたします。

　会議規則第３９条の規定により、議第９号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認めます。よって、議第９号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

　日程第１１、議第１０号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第１０号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

　今回の改正は、年金制度の機能強化のため、国民年金法等の一部を改正する法律が令和２年６月５日に公布され、同法附則第６５条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた豊郷町消防団員等公務災害補償条例第３条第２項ただし書を削除するものです。

　ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　お諮りいたします。

　会議規則第３９条の規定により、議第１０号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認めます。よって、議第１０号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

　日程第１２、議第１１号豊郷町債権の管理に関する条例案を議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第１１号豊郷町債権の管理に関する条例案についてご説明申し上げます。

　現在、当町の債権を取り扱う課といたしまして、債権管理、債権回収におきまして滞納額の縮減に努めておりますが、債権回収に苦慮しているところでございます。

　また、滋賀県内の市町では平成２２年度から県内１９市町中１５市町が債権管理条例を制定し、債権の回収業務を行っている現状でございます。このような現状を踏まえ、昨年度の監査講評において当町でも適正な債権管理を行い滞納縮減に努めるようご指摘を受けたところでございます。

　このことにより、今回当町におきましても、法令厳守すると同時に、公正かつ合理的、能率的な債権管理を行う必要があることから、条例の新規制定を行うことが適正管理において必要であると認識し、豊郷町債権の管理に関する条例の新規制定を行うものであります。

　ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　それでは、質疑をさせていただきます。

　条例は町の法律ですから、新しく条例を制定する場合、その条例の対象者、法人、ものを明らかにしておくことが一丁目一番地だと思います。

　条例は町民に対して制限を課したり義務を課したり、時には利益を受給する場合もあるんですが、本議案は委員会付託になっておりますさかい、議論はそちらに譲りますが、基本的な点だけ質疑を、１点だけ質疑をさせていただきます。

　この議案、全員協議会では人権政策課の方から説明がありましたが、この第２条の第２項から第４項までの対象となる債権がどういう種類の債権があるのか、これは総務課になるのか人権政策課になるのか、本来総務課だと私は認識をしているんだけど、どちらでも結構ですので、どういう債権があるのか説明をお願いしたいと思います。

人権政策課長　　議長。

河合議長　　西山人権政策課長。

人権政策課長　　鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

　債権管理に伴う債権の種類でございますが、債権を２つに分けますと、公債権と私債権という形になっております。

　今回この債権管理の条例を議案として上げさせていただいた経過といたしましては、公債権いわゆる公課の部分につきましては、国の法律で制定されておりますので、その他私債権に当たる部分を債権管理条例で制定させていただいたような現状でございます。

　それと、私債権につきましては、当課で担当させていただいております公営住宅使用料、駐車場の使用料、新築資金の貸付金という形になっております。

　あと、役場といたしましては、水道料金、給食費等々損害賠償権等行政財産使用料等々がございます。

　以上です。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木議員、再質疑ですか。はい、鈴木議員。

鈴木議員　　今説明がありましたが、地方自治法第２４０条で分類される主な自治体債権、ここに一覧表がありますが、この中の私債権を見ると、今、人権政策課が担当されているのはこの中の公営住宅使用料と駐車場の使用料と住宅新築資金貸付資金、これ３つなんですね。あと、例えば行政財産使用料、墓地管理手数料、これは総務課の方になりますよね、担当が。

　それから、水道料金もこの債権になる。これにありますとね。これは上下水道課になりますよね。給食費、高等学校授業料、幼稚園保育料、学童保育料、これもこの対象になる。これは教育委員会になりますよね。高齢者デイサービス利用料も対象になる。その他もろもろ申しませんが、つまり、これは人権政策課だけじゃなしに、この地方自治法第２条の主な自治体債権の分類でいくと、教育委員会、上下水道課、総務課等々もこの担当になるわけですね。そういう各担当の課長がそういう認識をされていたのかどうか。今説明がありましたので、庁内でそういう協議をされたのかどうか。

　議論は委員会に譲りますので、その点だけ各担当課長の方から。これは担当になるので、みんなね。そういう認識をされていたのか、そういう議論は庁内であったのかどうか。その点だけ回答お願いします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　鈴木議員の再質疑にお答えします。

　どういうふうに庁内で議論したかという点についてなんですけども、まず最初に、人権政策課と総務課と上下水道課で、どの課でこれを上げるのかという協議をしております。

　どう言ったらいいんですか、不良債権といいますか、そういうことが多い人権政策課で今回は上げてもらうという話がまとまりましたので、そちらの方で上げてもらいました。ほかの課につきましては、合議で全て回しておりますので、内容は確認していただいております。

　以上です。

上下水道課長　　議長。

河合議長　　森本上下水道課長。

上下水道課長　　それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

　先ほど総務課長が述べたように、人権の方と協議をさせていただきました。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

　教育委員会といたしましても、合議の決裁が回っておりまして、関連があると認識をしております。

河合議長　　鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員　　いや、結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

西澤博一議員　　議長。

河合議長　　西澤博一議員。

西澤博一議員　　議第１１号について、１点だけ質疑させていただきます。

　鈴木議員と質疑等にも関わることと思いますけども、第３条の法令等の関係でございますけども、いろいろと、等々書いております。

　その最後のところに、特別の定めがある場合は除くと書いてあります。この特別な定めというのはどのようなことを言われるのか。あと、また細かいことは委員会でお聞きしますけども、これについて答弁を願いたいと思います。

人権政策課長　　議長。

河合議長　　西山人権政策課長。

人権政策課長　　それでは、西澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

　第３条、法令等関係というところで、町の債権の管理に関する事務処理ということで定めがございます。

　第１０条に規定する企業管理規定に特別の定めがある場合を除くほかという形に書いております。

　企業管理規定というのは、管理者、地方公共団体条例もしくは規則に違反しない限り業務について管理規定を制定することができるという規定でございます。それ以外の特別の定めがない場合ということでございます。

　以上です。

河合議長　　再質疑ありますか。

西澤博一議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　はい、高橋さん。

高橋議員　　それでは、豊郷町債権の管理に関する条例につきまして、町長の責務というところで、第５条に町長は町の債権を適正に管理するため台帳を整備するものとするとあります。今伺っていますと、債権を抱えている担当課が今答弁に立っておられますけれども、これの一番の総まとめ役は町長になると思うんですけれども、人権政策課が何か責任部署みたいなふうに今映っているんですけれども、これは、台帳というのはどのような形で整備していくのか。例えばもう１冊にまとめて、何ていうか、各課がばらばらにやっているんじゃなくて、ちゃんと台帳が町長部局、総務課にあるというのが理想かなと思うんですけれども、その辺の協議はどのようになっているんでしょうか。

人権政策課長　　議長。

河合議長　　西山人権政策課長。

人権政策課長　　それでは、高橋議員の質疑にお答えをさせていただきます。

　第５条の台帳整備というところで、債権を適正に管理するため、台帳を整備するものとするという形に書いています。

　台帳でございますが、当然債権に関してはいろいろな種類、いろいろな課をまたぎますので、台帳については各課で管理するという形になっております。

　以上です。

河合議長　　高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　それでは、再質疑をさせていただきます。

　つまり、今までやっていたことと形としては変わらないということなんでしょうか。例えばね、Ａさん、Ｂさん、Ｃさん、いろんな方がまたがって債権を抱えているということも想定できるわけではないですか。そういう点では、１冊にまとめて、各課が頭を寄せて協議するときにそういうものがあった方が管理しやすいんではないかなと思うんですけれども。

　先ほど言いましたように、人権政策課がその総責任者というのは、本当に不思議な現象です。その辺はいかがでしょう。総務課とかにならないんでしょうか。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の再質疑にお答えいたします。

　まず、滞納台帳というのは各課が持っておりますので、それを滞納整理に行くときにいろいろお金を集めてきて割り振りとかいろいろしますので、各課情報共有はしております。

　それと、債権管理の総まとめは総務課ではないのかというご意見ですけども、それは課内でも人権政策課ともお話をさせてもらっているんですけども、人権政策課は人権政策課だけの債権だけですので、全ての総まとめになるのは、やはり総務課かなとは今思っております。

　以上です。

河合議長　　高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

今村議員　　はい。

河合議長　　はい、今村さん。

今村議員　　議第１１号豊郷町債権の管理に関する条例案で、役場には、この不良債権ですよね。税務課から、いろんな料金から、教育委員会関係、いっぱいありますよね。そういう中で、私、特に聞きたいのは、第１０条徴収停止というていろいろ書いてあります。

　また、第１１条履行延期の特約等と書いてあります。誓約書とかいろいろ積まれるんやと思いますけれども。

　第１２条免除という項目もあります。

　第１３条債権放棄。これは町が債権放棄する場合はというのがいろいろありますが、これらの、町民としては払える、払わなあかんもんは払いたいていう気持ちはあっても、滞ったり払えなかったり、そういうことを仕方なくそういう境遇に陥る方もいらっしゃる。私、性善説に立っていますからね。

　そういう中で、これは不良債権の処理として１０条、１１条、１２条、１３条ありますが、これに対してこれまで担当課それぞれどういう具体的なことでこういうのを執行したというのが、事例を出していただきたいなと思います。

　参考にしますので、各債権を抱えている課それぞれ、教育委員会等も含めて説明お願いします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の質疑にお答えします。

　総務課では、駐車場の使用料と行政財産使用料の行政財産でも総務課で管理している部分と、下の損害賠償請求の債権がございます。

　今のところ、不納欠損で上げたということはございません。

人権政策課長　　議長。

河合議長　　西山人権政策課長。

人権政策課長　　今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

　１０条、１１条、１２条、１３条とございまして、人権政策課において、当然まだ私債権でございまして、この債権管理条例ができない限りは、これに該当するから不納欠損処分に至るまでの経過はございません。

　以上です。

上下水道課長　　議長。

河合議長　　森本上下水道課長。

上下水道課長　　今村議員のご質疑にお答えをいたします。

　今回上程されています条例の中でお聞きをいただいております過去にあったかどうかなんですけども、簡水時代に債権放棄をされたということは以前の者からお聞きしています。

　しかしながら、その後なんですけども、私債権が、水道でいいますと民法によりまして徴収をしていくということから、現在では時効の中断ということをしております。民法上で言いますと、民法第１５７条第１項によりますと、中断事由が消滅したとき改めて時効が進行するという内容に基づきまして、中断処理をしています。

　具体的に言いますと、中断事由としては請求や差押えや仮差押え、仮処分、承認の３種類というのがあるんですけども、水道に関しましては３番目の承認と。債務承認ということで、これまで続けております。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再質疑ありますか。

今村議員　　税務課、教育委員会、それぞれちゃんと答えて。

河合議長　　ほな、皆やないかい。

今村議員　　関係あんのやから。今までの事例として答えてください。

河合議長　　委員会で聞いたらええやん。

税務課長　　議長。

河合議長　　山口税務課長。

税務課長　　今村議員のご質疑にお答えいたします。

　税務課といたしましては、地方税法ならびに国税徴収法の規定に基づいて執行停止、それから、あとその欠損処理を行っているところでございます。

　この債権管理条例とはまた別のものでございます。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

　教育委員会といたしましては、不納欠損という形ではさせていただいておりませんが、徴収等で訪問したときに、例えばもう空き家になっているとか、別の方が住んでおられてということで債務者の所在が不明であるといった情報が得られた場合には、関係課に連絡等をして連携を取っております。

　以上です。

河合議長　　再質疑ありますか。

今村議員　　はい。

河合議長　　はい、どうぞ。

今村議員　　この債権、徴収債権をやはり回収していくというのは、町財政にとっては大事な仕事だというのはよく分かります。

　その中で、この債権の管理に関する条例という形でその最高責任者は町長が適正に管理を進めると書いてあるんですけれども、先ほど申し上げた徴収停止や履行延期の特約と免除、債権放棄、こういったことはこれまでも民法なり、また地方税法、関係法いろいろありますので、そういう中で処分を実施、町はされてきたんですよね。差押えもしたし、いろんなことしてきたり、いろんなことやっていますが、しかし、ここにわざわざ上げてあるということは、やはり当該町民の皆さんの生活もやはり、町はサラ金ではありませんので、そういった生活を立て直すことも含めて円滑に回収していこうという方策の１つだと私は思っているんですが、そうした面で、私も前から思っていたんですが、損害賠償請求で何か免除になったような感じの、不納欠損したんかな。そういうのもあったような感じでまだ残っているという話を聞いたことがあるんですが、その不納欠損とその時効延長の判断というのはね、時効を料だったら二、三年かな。税金は３年。５年か。何かいろいろありますよね、あれね。民法やいろいろ、税法では。そういう判断は最終的に、それでいくと町長が判断するんですね、最終局面に至った場合は。今後の町の不良債権の処理に関して、町長のお考えをお聞きしたい。それだけです。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　それでは、今村議員さんの再々質疑にお答えいたします。

　やはり公正公平な行政運営というのは法に基づいてやっていく。ただ、この私債権の場合はそういう形が今までなかったものですから、この際きちっと制定させていただいて、公平な徴収方法をやっていくと、そういうことでございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

河合議長　　今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　お諮りいたします。

　会議規則第３９条の規定により、議第１１号豊郷町債権の管理に関する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認めます。よって、議第１１号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

　ここで暫時休憩をいたします。

　再開は１０時２５分で。

（午前１０時１６分　休憩）

（午前１０時２７分　再開）

河合議長　　それでは、再開をいたします。

　日程第１３、議第１２号豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案を議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第１２号豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案についてご説明申し上げます。

　この条例は、中小企業基本法第６条及び小規模企業振興基本法第７条の規定に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関し基本理念を定め、中小企業者等の主体的・積極的事業活動による成長・発展や地域経済の活性化を図り、町民の生活の向上に寄与することを目的に条例制定するものであります。

　この条例を制定することにより、町及び中小企業者等の責務と大企業及び金融機関や町民の役割を明確にし、本町において小規模企業対策の一層の推進を図るため、豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例の新規制定を行うものです。

　ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　はい、鈴木議員。

鈴木議員　　議第１２号豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案に対する質疑を行います。　先ほども述べましたけども、今町長からも提案説明がありましたが、新しい条例をつくる場合にやっぱり基本理念と対象を明らかにしとくというのは非常に大事なことだと思います。

　ほんで、これは先ほど申し上げた理由では、利益を受ける側というふうにあるんですが、そこで基本的な点だけお聞きをしておきます。

　全員協議会でもお聞きをしたのですが、少し分かりませんでしたので、定義の第２条の第２項、３項、４項、６項、これ、全員協議会でもお聞きをしました。この対象となる業者数がどれだけあるのか説明をお願いしたいと。これ、全員協議会でもお願いしたんですが、ちょっと分かりにくかったので。

　それからもう１点。

　これ、中小企業・小規模企業振興基本条例となっているのですが、定義のところの第２条の第５項に、ここだけなんですが、大企業とあるんですが、条例案は中小企業・小規模企業振興基本条例であるにもかかわらず、第５項に大企業、こういうものを大企業であるというのがあるのですが、この意味合いについて説明をお願いいたします。

産業振興課長　　議長。

河合議長　　山田産業振興課長。

産業振興課長　　鈴木議員の質疑にお答えいたします。

　まず、この条例の中である対象事業者数についてですが、２０１６年に経済センサスという統計調査がありました。その中で事業者数別の事業所数がありますので、そちらの方で報告させていただきます。

　まず小規模事業者と呼ばれる５人以下の事業者数が１９３事業所となります。そして、小企業と呼ばれる２０人以下から５０人までの間の企業が８５事業所。そして中企業と呼ばれる１００人から１２０人未満の事業所が３０事業所となっております。

　先ほど質問の中で、５の中で大企業という文言がここだけ入っているということでしたが、これにつきましては、第２条の定義の中で、中小企業というのがこの条例の定義となっている中で大企業と文言が入っているんですけども、ちょっとこの中で、ちょうど僕が思ったのは、大企業、中小企業等以外の事業者であってということで、小規模事業所も特定してこの中で、定義の中でうたわれているものと思います。

　以上です。

河合議長　　鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員　　今、事業者数をお答えいただきましたが、中小企業者の定義というのは中小企業法でも業種によって違うんですよね。今、１００人以下という説明がありましたが、例えば製造業であると３００人以下が中小業者に定義をされますし、卸売業、小売業、サービス業によってその中小業者の分類が違いますよね。ご存じですよね。

　それから、小規模事業者についても、製造業その他は従業員２０人以下、今５人以下という説明がありましたが、商業サービス業は分類で５人以下と、こうなっていますよね。その細分類はされておられるんでしょうかというのが１点と、それから、今、この大企業については、と、僕は、課長、「と思います」という答弁だったんですね。これ、提出されている場ですから、やっぱりこれをここに大企業が入っている理由をきちっと説明してください。

産業振興課長　　はい。

河合議長　　山田産業振興課長。

産業振興課長　　鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

　先ほどの小規模事業所、また小企業と中企業の分類についてなんですけども、今回のこの統計調査の中で、事業者数別での統計調査でしたので、その事業者数について報告をさせていただいた次第です。

　また、先ほど中企業ですと３００人以下、資本金が３億円以下の事業所が中企業と呼ばれるとか定義はあるんですけども、今回のこの条例に関しましては、あらゆるこの製造業等も含めた小規模事業所、また小企業所などを対象とした条例となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

　また、先ほどの大企業が含まれているという中で、この定義の中で、（２）にあります中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者であって町内に事業所または事業所を有する者という定義以外の中で大企業等もこの基本条例に該当するということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

　以上です。

河合議長　　鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員　　簡単にします。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　いや、お聞きしているのは、中小企業振興、小規模を対象にしているのに、なぜ大企業が対象になるのかという単純な質問です。

産業振興課長　　議長。

河合議長　　山田産業振興課長。

産業振興課長　　鈴木議員の再々質疑にお答えいたします。

　この定義の中で、おっしゃるように、これは中小企業及び小規模企業に対する条例制定でございます。大企業に対する支援等の条例ではありませんので、申し上げたとおり中小企業等に対する条例でございますので、ちょっと、先ほど大企業も該当すると言うたの、ちょっと発言間違えていましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

鈴木議員　　だから、だからなぜ大企業が対象になってるかと聞いてんねん。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　高橋さん。

鈴木議員　　いや、ちょっと待って。

高橋議員　　そうね、まだ。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　どうしたらいいですか、私は。私でいいんですか。

河合議長　　しなかったらよろしいですよ。

高橋議員　　いえ。

鈴木議員　　いや、どうぞ、どうぞ。いいですよ、どうぞ。

高橋議員　　いいですか。

河合議長　　いいですかって、あなた、質疑あるんでしょう。

高橋議員　　はい、あります。

河合議長　　どうぞ。わけわからんのちがうか。誰の指示に従っているんですか。

高橋議員　　議長に従います。

河合議長　　したくなかったらいいですよ。あの方は、もう再々質疑終わりましたんですよ。ちゃんと聞いてもらえる。議会の進行、分かっていますか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　いいですかって、何で振り向くの。

高橋議員　　えっ。

河合議長　　私は高橋さんと指名しましたよ。

高橋議員　　はい。

河合議長　　そしたら、ぱっと来たらよろしいんや、ここへ。はい、どうぞ。

高橋議員　　それでは、議第１２号豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案について質疑をさせていただきます。

　まず、県内８市町がこれを既に定めていて、そして愛荘町を参考にしたとかお聞きしたんですよ、全協でね。

　その中で、各市の担当者同士でお話合い、情報提供などがあるかと思うんですけれども、これが生かされて成功したという事例等ありましたら、教えてください。

　それから、基本理念、町の責務というところの第４条におきまして、第３、町は、地域経済の活性化に資するため、予算の適正な執行に留意し、工事の発注、物品および役務の調達などにあたっては、中小企業者等をはじめとする町内事業者の受注機会の確保に努めるものとするというのと、次の中小企業者等の責務というところで、第５条の２、中小企業者等は相互に連携し、また、住民および町内の各種団体とも連携に努めるものとする、３、中小企業者等は、中小企業・小規模企業関係団体の加入に努めるものとする等の条文があるんですけれども、町はこれを、こういう条文を入れることによって町内の中小企業が、今本当にお店がどんどんなくなっていっていますし、事業所も廃業が続いているこの状況を何とかするためにこういうことで発展を目指しておられると思うんですけれども、具体的な事例とか各市町の状況等、情報で得られたことの報告をお願いします。

産業振興課長　　はい。

河合議長　　山田産業振興課長。

産業振興課長　　高橋議員の質疑にお答えいたします。

　今まで、この制定された市町との情報提供ということで、何か事例はということなんですけども、基本的にこの条例につきましては、先ほど申し上げているとおり、町また中小企業の責務、また金融機関等の役割等について明記されているものでありますので、事例等につきましては、今各市町もこの条例に基づいて小規模等の振興を目指しているものでございます。

　そして、４条、５条の中で、中小企業をはじめとする町内事業所の受注機会の確保、また住民及び町内各種団体との連携に努めるものとするということで、今後、町内にあります中小企業等の企業団体等の加入等に努めることとかもこの中に明記された中で小規模事業所等が町内で企業振興していくことを目的に明記されておりますので、この点につきましてご理解いただきたいと思います。

　以上です。

河合議長　　高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員　　はい、結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村さん。

今村議員　　この中小企業・小規模企業振興基本条例案ということで、今は東京一極集中をやめて地方にいろいろな産業を興して、またその地域循環型、豊郷地域での経済循環構想、こういったことがやはり地域の経済も潤おし雇用も増やし、そういう中小業者の皆さんの経営も応援していくと。農業者や。ということを考えた場合に、うちの町の責務って当然なんですが、新年度予算の規模というのが一般会計と特別会計合わせて約６５億円。これはね、やっぱ豊郷町内でこれがいかに町内を潤すかという大きな起爆剤なんですよね。そういった面で、町内のそういう中小業者また零細業者、それから各種団体、いろんな農業、ファームいろんなもんありますが、ここに対して町独自のやっぱ振興というのがこの基本条例をつくった中で大きな目的だと私は思うんですが、そういったもので、今後、豊郷がさらに、豊郷はもう既に国が言うコンパクトシティーになっていますでしょう。全てが整っているわけやから、はっきり言って。そこで住民が幸福感を持って安心して住める豊郷町をつくるために町内型豊郷版経済循環システムを町が構築していくことが必要だと思うんですが、この条例制定、町がしていただくのは結構なことだと思うんですが、絵に描いた餅ではいけませんので、どういう今後の町の発展をさせていくために構想を練っておられるのか。見解だけでも結構ですので、それをお聞かせください。

産業振興課長　　議長。

河合議長　　山田産業振興課長。

産業振興課長　　今村議員の質疑にお答えいたします。

　この条例にもあります小規模企業振興基本法の理念にのっとりというふうになっておりまして、この小規模企業振興基本法の目的といたしまして、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることにより小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的というふうに明記されておりますので、その理念に基づいて小規模企業の振興に努めてまいりたいと思います。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再質疑ありますか。

今村議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　お諮りいたします。

　会議規則第３９条の規定により、議第１２号豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認めます。よって、議第１２号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

　日程第１４、議第１３号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）から日程第１６、議第１５号令和３年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）までを一括議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第１３号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）から議第１５号令和３年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）までの一般会計補正予算、及び各特別会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

　まず、議第１３号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）についてご説明申し上げます。

　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億５,６９１万６,０００円を減額し、歳入歳出予算総額を６３億８５万４,０００円とするものであります。

　歳入では町税９,２００万円、地方交付税６,４７４万４,０００円、分担金及び負担金２,００４万３,０００円、使用料及び手数料１５０万円、町債３９３万２,０００円を追加し、国庫支出金３,５０７万８,０００円、県支出金２,３５１万９,０００円、財産収入８０万４,０００円、寄附金６,５００万円、繰入金２億２,８２１万８,０００円、諸収入３７１万６,０００円を減額するものであります。

　次に、歳出では、議会費５０４万２,０００円、総務費６,５４０万３,０００円、民生費５,１１７万４,０００円、衛生費１,１４５万４,０００円、農林水産業費１,０３５万５,０００円、商工費３４０万円、土木費５,８２２万円、消防費１,７８２万９,０００円、教育費３,４０３万９,０００円を減額するものであります。

　繰越明許費の追加は、第２表繰越明許費補正のとおりです。

　地方債の追加及び変更は、第３表地方債補正のとおりであります。

　次に、議第１４号令和３年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,３１１万４,０００円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ９億５,４９２万５,０００円とするものでございます。

　歳入では、県支出金１,２６６万８,０００円、諸収入５３万９,０００円、国庫支出金１０万４,０００円を追加し、国民健康保険税１９万７,０００円を減額するものであります。

　次に、歳出では、保険給付費１,２６４万９,０００円、基金積立金４６万５,０００円を追加するものであります。

　次に、議第１５号令和３年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１万２,０００円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ７億３,２２１万４,０００円とするものでございます。

　歳入では、国庫支出金８３万４,０００円、諸収入３万８,０００円を追加し、保険料１４万３,０００円、繰入金７１万７,０００円を減額するものであります。

　次に、歳出では基金積立金１５万円を追加し、総務費１３万８,０００円を減額するものであります。

　以上、議第１３号から議第１５号まで一括して説明をいたしました。この後、担当課長から補足説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

総務課長　　はい、議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　それでは、私の方から令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）の説明をいたします。

　全体的に事業完了などによる予算の残金、歳入では見込みによる予算残金を減額しております。

　歳入では、１１ページ、款１町税、項１町民税、目２法人８１０万円の追加、款１０地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税６,４７４万４,０００円については普通交付税の追加。

　１２ページ、款１２分担金及び負担金、項２負担金、目２土木費負担金２,２８７万６,０００円は歌詰橋改修事業の愛荘町の負担金。

　１４ページ、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金の説明、社会資本整備総合交付金１,３４６万５,０００円は、吉田愛知川線道路改良工事用地測量事業料の減による減額でございます。

　１７ページ、款１７寄附金、項１寄附金、目２総務費寄附金、減額６,５００万円は、ふるさと応援寄附金７,０００万円の減額、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金５００万円は企業版ふるさと納税でございます。

　１８ページ、款１８繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金２億３９３万７,０００円の減額です。

　目４公共施設等総合管理基金繰入金２,４２８万１,０００円の減額としています。

　１９ページ、款２１町債、項１町債、目２土木債２,１１０万円の減額から３教育債１４０万円の減額は事業の執行に合わせた減額でございます。

　目６特別減収対策債については、２,６４３万２,０００円の追加です。

　次に、歳出では、２１ページ、款２総務費、項１総務管理費、目１０地域づくり推進事業費、減額１億２８１万７,０００円のうち節１１役務費、手数料３,３２６万５,０００円の減額と、２２ページ、２４積立金、減額７,０００万円のうち豊郷小学校旧校舎管理基金積立金２１０万円の減額と、ふるさと応援寄附基金積立金６,７９０万円の減額をしております。目１３減債基金費は３,６２３万９,０００円の追加、目１５公共施設等総合管理基金費２,０１９万６,０００円の追加をしております。

　２９ページ、款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路橋梁費、減額２,７８５万２,０００円のうち、節１８負担金補助及び交付金の２,２８９万３,０００円は歌詰橋第１期工事愛荘町負担金の精算金です。今回の補正は、事業完了見込みによる減額がほとんどでございます。

　次に、６ページ、第２表繰越明許費補正①は追加のとおり、款２総務費、目３戸籍住民基本台帳、住基ネットワーク事業費として３５２万円、款８土木費、項２道路橋梁費、町道路整備事業費１,８０５万５,０００円、下段、社会資本総合整備事業２,０００万円、項４住宅費、公営住宅管理事業費１９０万５,０００円としております。

　７ページ、第３表地方債の補正で、①追加、特別減収対策債２,６４３万２,０００円を追加して、変更は事業の確定による補正でございます。

　以上、説明終わります。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、私の方から議第１４号令和３年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

　まず、歳入では、５ページ、款１国民健康保険税、項１国民健康保険税１９万７,０００円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免となっております。

　款３県支出金、項１県補助金１,２６６万８,０００円の増額については、療養の給付費、高額療養費及び葬祭費の給付見込みの増加に伴います普通交付金の増額及び新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分に対する特別調整交付金の増となっております。

　続いて、６ページ、款７諸収入、項２雑入、目１一般被保険者第三者納付金４５万８,０００円の増額については、求償事務の完了によるものです。

　目２一般被保険者返納金８万１,０００円の増額については、資格喪失後受診に伴います返還金の増となっております。

　款９国庫支出金、項１国庫補助金１０万４,０００円の増額については、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分に対する国庫補助金の増となっております。

　続いて、歳出では７ページ、款２保険給付費、項１療養諸費１,０５６万１,０００円の増額、項２高額療養費１９８万８,０００円の増額及び項５葬祭費１０万円の増額については、現在までの給付実績を踏まえ令和３年度給付見込額の算出によるものでございます。

　款６基金積立金、項１基金積立金４６万５,０００円の増額については、今回の補正に伴います歳入超過分の基金の積立金となっております。

　議第１４号については、以上でございます。

　続きまして、議第１５号令和３年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

　歳入では、５ページ、款１保険料、項１介護保険料１４万３,０００円の減額については、新型コロナウイルス感染症の影響による減免分となっております。

　款３国庫支出金、項２国庫補助金、目１調整交付金２０万７,０００円の増額については、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免分に対する特別調整交付金の増、目６介護保険事業費補助金５４万１,０００円の増額については、介護報酬改定等に伴いますシステム改修費の補助金の交付決定による増、目８介護保険災害等臨時特例補助金８万６,０００円の増額については、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免分に対する補助金の増となっております。

　６ページ、款７繰入金、項１一般会計繰入金７１万７,０００円の減額については、事務費の不用額の精査等による減となっております。

　款９諸収入、項２雑入３万８,０００円の増額につきましては、令和２年度に支払いを行いました介護保険指定事業者等管理システムにおきまして、業者側の方で積算誤りがありまして、それの分で過払いとなった分の返還金の増となっております。

　歳出では、７ページ、款１総務費、項３介護認定審査会費８万４,０００円の増額については、認定調査件数の増によるものです。

　項５趣旨普及費２２万２,０００円の減額については、事業終了に伴う不用額の精算の減となっております。

　款４基金積立金、項１基金積立金１５万円の増額につきましては、今回の補正に伴います歳入超過分の積立金となっております。

　私の方からは以上です。

河合議長　　これより質疑を行いますが、質疑は一括して行います。

　各委員会に付託されますので、質疑は簡明にお願いをいたします。質疑はありませんか。

今村議員　　はい。

河合議長　　はい、今村さん。

今村議員　　それでは、議第１３号令和３年度豊郷町一般会計補正予算、１１ページですね。１１ページの款１０地方交付税、目１の地方交付税、普通交付税で６,４７４万４,０００円ありますが、あと特別地方交付税が３月また後半で入るんでしょうけれども、普通交付税はここで大体もう金額的には確定したんでしょうか。幾らに令和３年度になったのか、金額を説明してください。

　それから、１７ページですね。１７ページ、款１７寄附金、項１寄附金の目２の総務費寄附金で、このふるさと応援寄附金の減額補正が６,７９０万出ているんですが、これまで割に好調だったんですが、やっぱりコロナ禍でちょっと減ったのかな、どうなんかなと分かんないんですが、この寄附金の今回減った要因についてどういう状況だったのか、説明をお願いいたします。

　続いて、１４号令和３年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算の第４号は、国民健康保険税と、それから介護保険特会の方も関連していますので、コロナによる減免措置というのは、収入減で介護保険料や、それから国保税等減免措置が町としても受けていただいているわけですが、それぞれ件数どのぐらいあったのか。それを教えていただきたいのと、それから、１４号に関しましては、７ページで基金積立金の運用基金積立金ということで、今回４６万５,０００円の増額で積立金の予算は１,４６７万４,０００円とありますが、この積立金４６万５,０００円を入れて、この補正の時点での今の現在高はどのくらいになるんでしょう。説明してください。

　１５号介護保険の方ですけれども、歳出の方で、７ページの認定調査費で介護認定訪問調査費報償費ということで、そういう訪問調査が増えているということを増額要因では説明がありましたが、コロナ禍で家庭に引き籠もってそういう介護を必要とされる方が増えてきたのか、その実情を説明してください。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の質疑にお答えします。

　１１ページの款１０地方交付税の普通交付税は確定されたのですかということですけども、３月に最終の本算定を行っております。その本算定の額の確定は、まだ来ていませんが、県の方に報告しているのは１２億９,４０２万２,０００円でございます。

　以上です。

企画振興課長　　議長。

河合議長　　清水企画振興課長。

企画振興課長　　それでは、私の方からは１７ページ、款１７寄附金の関連で、ふるさと納税の関連でお答えをさせていただきます。

　減った要因ということでしたけれども、これにつきましては、この秋頃、１０月頃までは前年比１.３倍から１.４倍ぐらいの寄附が入っておりましたので、１２月で５億５,０００万まで増額した補正をさせていただいたんですけれども、年末の多い時期を越えまして、見込みより少なく、１.２倍ぐらいで収まりましたので、過大な部分を減額させていただくということで補正させていただきました。

　しかしながら、減ったと申し上げましても、前年実績から比べますと約５,０００万以上増額の、現在のところ４億５,０００万で過去最高ということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

　以上です。

税務課長　　議長。

河合議長　　山口税務課長。

税務課長　　今村議員のご質疑にお答えいたします。

　私の方からは議第１４号令和３年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）でのコロナによる減免件数のお尋ねですけれども、令和３年度につきましては、２件でございます。

　以上です。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

　まず、議第１５号介護保険事業特別会計補正予算のコロナの減免の件数についてですけれども、３件となっております。

　ごめんなさい、前後して申し訳ございません。議第１４号国民健康保険事業特別会計補正予算の基金の金額についてですが、令和２年度の決算時点で５,５７７万２,２９１円の基金の方がございましたので、今年度の現時点ではその５,５７７万２,２９１円で、今年度の予算ベースを全て足し込みますと７,０４４万６,２９１円は現時点での見込みとなっております。

　続きまして、認定調査件数ですけれども、こちらにつきましては、うちの認定調査員を１人、これは会計年度任用職員で雇用しているんですけども、そこで回りきれない部分について外部の方に訪問調査の方をご依頼している分ですけれども、こちら当初予算で１２０件見ておりましたけども、最終的に１３１件ぐらいになろうかということで、その差額分の補正をさせてもらっております。

　状況としましては、昨年度の同時期と比べまして、新規が約４０件程度増えているのと、年度によって、介護保険、認定期間最長３年になりますので、その年度によって認定期間の来る人の数が若干変動の方がありますので、特に更新の方が去年１９０件程度で、今年度実績で２１０件程度になっておりますので、全体としては７０件ぐらい増えているのかなという印象。日々決裁の方、回ってきますけども、新規で今年度に特別増えたという印象の方はありませんけども、例年よりは少し多いかなという印象の方は受けております。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再質疑ありますか。

今村議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

高橋議員　　はい、議長、６番。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　それでは、議第１３号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）につきまして質疑をさせていただきます。

　まず、１８ページです。

　諸収入の中の４雑入におきまして、２の総務費雑入の中の派遣職員に係る給与費というのが１２０万円の増額となっています。これの説明をお願いいたします。

　それから、２３ページです。

　選挙費の中の７報償費で６２万１,０００円の減額なんですけれども、これは実績がこのように出てると思うんですけれども、私も開票のところに立ち会ったんですけれども、あの部屋で今後大丈夫なのかというのを教えていただきたかったんです。とても密になっていましたし、選挙によっては各政党の代表がもっと増える可能性もあるんですよね。今回のこの衆議院選挙については、各政党の代表者、立会人は少なかったんです。それであの席で大丈夫だったんかなと思うんですけど、今後の展望として、一番広い部屋を選んで、そのようにしておられるのは分かるんですけれども、今後どうなんだろうと。展望を教えてください。

　２７ページです。

　款保健衛生費、項保健衛生費の中の３番、環境衛生費の中の自動車交通騒音時監視面的評価業務委託というのがちょっとどのような内容だったのかというのを教えてください。減額の背景とかも教えてください。

　それから、同じく１８の負補交の中に彦根愛知犬上広域行政組合管理費負担金とあります。豊栄のさとで場所をお借りしている広域行政組合なんですけれども、視聴覚室でこういう組合の会議が行われています。以前も町長にも提案させてもらったんですけれども、本当にもう議員さん、委員が座るだけで精いっぱいという感じの会場です。傍聴者はせっかく行っておられても帰らざるを得なかったという実態がありますので、会場の変更とかの提案は組合に町長としてされたのかどうか。変更は提案しないのかなども教えてください。

　それから、２９ページの改良住宅管理費です。これは何軒分の工事費だったのかというのを教えてください。

　つまり、全部これは同額と思っていたらいいんですか。例えば３軒分だったら５００万ずつだなとか、そういうふうに思っていたらよろしいんでしょうか。

　３０ページです。

　教育費の中の教育振興費、地域教育課題特別対策事業対象職員活動費とあります。これも聞き慣れない事業かなと思うんですけれども、どのような内容の活躍をしておられるのかを教えてください。

　補正予算はそれで終わりです。一般会計は終わりです。

　議第１５号につきまして、お尋ねします。

　この介護保険事業の、これを提案される時点で、結局介護保険料はずっと払い続けたけれども未使用という方が何件ぐらいあったのかというのを教えてください。

　以上です。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の質疑にお答えします。

　１８ページの款２０諸収入の雑入の派遣職員に係る給与費の１２０万円は何ですかというところですが、彦根愛知犬上広域行政組合へ１名職員を派遣していますので、その方の分の増額でございます。

　次に、２３ページの選挙費の投票所のことをお聞きいただきましたが、確かに密になる可能性というのは十分承知しておりました。各市町とも同じ投票でやっていますので、前回の衆議院ですと３回投票するので職員の配置も多くなりましたので、各市町どのように対策をするのかというのもいろいろお聞きして、パーテーションを置いたり使い捨ての鉛筆をする、換気は必ずするということで、皆さん対応をするということでしたので、豊郷町もそのように対策をさせていただいております。

　今後につきましても、投票所を変えるということはなかなか難しいございますので、同じようなコロナ対策を十分に行った上で投票所を開設していきたいと思っております。

　以上です。

住民生活課長　　議長。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　高橋議員のご質疑にお答えいたします。

　２７ページ、３環境衛生費の委託料ですけども、自動車交通騒音時監視面的評価業務委託料ですけども、これは５年に１度、国道８号線について２４時間にわたる騒音の状況を調査し、国に報告するための報告書を作る業務でございます。

　予算では１５０万ちょっとありましたんですけども、実際に入札いたしましたところ、３５万２,０００円ということで業者にやっていただきましたので、この減額となりました。

　そして、１８番の負担金補助及び交付金で彦愛犬の会議の会場のことを言われておられていたんですけども、それにつきましては、彦愛犬の事務所、あそこにありまして、一番広い会議室があそこということでずっと使っておるんですけども、私はちょっと直接そういう申し上げる立場じゃないんですけども、ただ、あそこを利用しているときに冷暖房の状況はちょっと冬とかは寒いとかということは申し上げておきました。

　以上です。

人権政策課長　　議長。

河合議長　　西山人権政策課長。

人権政策課長　　すいません、高橋議員の質疑にお答えさせていただきます。

　人権政策課、２９ページの１４工事費１,５４４万４,０００円の内訳でございます。

　譲渡に伴う分離工事でございますが、ありませんでしたので落とさせていただきました。３５１万の１.１倍の４件でございます。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　それでは、私の方からは３０ページの教育活動課題特別対策事業対策職員活動費とは何かということについてお答えをさせていただきます。

　こちらにつきましては、県から来ていただいている教師の分の減給補償に伴う差額分の不足分でございます。

　以上です。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

　議第１５号で介護保険事業の特別会計の中で介護保険を未利用の方で何名の方がおられますかということですけれども、把握の方はしておりません。

　以上です。

河合議長　　高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　はい、高橋さん。

高橋議員　　それでは、議第１３号一般会計補正予算の再質疑をさせていただきます。

　まず、総務費の中の衆議院選挙費の中の報償費ですけれども、投開票事務従事御礼とありました。この中で、投票所のことを密だと言っているのではなくて、開票事務をやった、いわゆる私たちがよく利用させていただいている以前の大きい会議室、あそこで開票があったんですけれども、今後あそこで大丈夫なのかなという展望を教えていただきたかっただけです。

河合議長　　高橋さん、ちょっと外れていますよ。予算ですよ。

高橋議員　　はい。報償費の減額について教えて。内容を教えてください。

河合議長　　それならいいけど、会場がどうのこうのって。

高橋議員　　はい。続きまして、２７ページの環境衛生費につきましては、このような国道の調査をなさったということですね。結果はどういう具合でしたか。汚染具合は、下がった、上がった、どっちなんでしょうか。お願いします。

　それから、視聴覚室を使っての運営について町長は提案なさったかどうかを、また先ほどは担当が答えられたので、お願いいたします。やはり住民が実際そういう場面を傍聴するというのはとても大事だと思いますので、よろしくお願いします。

　それから、３０ページの教育費の中の地域教育課題特別対策事業とありますので、豊郷町、これは全市町村がこういう県の方を派遣していただけているんでしょうか。特に豊郷が課題を抱えている問題などがありましたら、教えてください。

　それと、議第１４号につきましては、未使用という、それはつまり介護保険料をはら……。

河合議長　　高橋さん、１５号やろ。

高橋議員　　あっ、１５号です、すいません。

　それにつきましては、未使用というのは介護保険料を払い続けていて、結局亡くなってしまう件数をつかんでおられたらお願いします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の再質疑にお答えします。

　先ほどはちょっと聞き間違えをしまして、申し訳ございませんでした。

　開票場なんですけども、担当課で、開票場、ここでいいのかなというお話はさせていただきました。担当表もありまして、開票のときの職員の、開票の一遍に出るということで、検討はしたんですけども、コロナもちょっと落ち着いているときでもありましたし、マスクをして、開票の開けるときはしゃべらないので、飛沫が飛ばないという判断をしましたので、ここでしました。

　今後はやはり感染状況を見て開票場はもう少し広いところでやるべきというのも、また今後も検討していきたいと思います。

　以上です。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　それでは、彦根愛知犬上の行政組合のことですけども、行政組合の方の議会事務局がやっていることですから、私には関係ありません。

教育長　　はい、議長。

河合議長　　堤教育長。

教育長　　それでは、高橋議員さんの再質疑についてお答えいたします。

　地域教育課題特別対策事業対策対象職員活動費でありますが、これは県下１９市町それぞれの教育課題において県から来ていただいている事業であります。

　以上です。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、高橋議員の再質疑にお答えいたします。

　今年度、介護保険料をお支払いいただいて全く利用せずに亡くなられた方というのは、毎年度把握する必要がありませんので、把握しておりません。

　以上です。

河合議長　　高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　お諮りいたします。

　会議規則第３９条の規定により、議第１３号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１１号）を予算決算常任委員会に、議第１４号令和３年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）及び議第１５号令和３年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を文教民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認めます。よって、議第１３号を予算決算常任委員会に、議第１４号、議第１５号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

　日程第１７、議第１６号令和４年度一般会計予算から日程第２２、議第２１号令和４年度豊郷町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　はい、議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　それではまず、最初に国の経済、財政状況についてであります。

　内閣府が公表した下期経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっていると判断されているが、先行きについては感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で各種施策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待されています。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があると報告されています。

　こうした状況において、令和４年度予算案は、新経済財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する方針を打ち出されました。

　そんな中で、地方財政の現状として中央団体が新型コロナウイルス感染症に対応するとともにデジタル改革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靭化をはじめとする安全・安心な暮らしの実現など、活力ある地域社会の実現などに取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保していただきました。

　令和４年度の地方財政対策としては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について交付団体ベースで６２兆１３５億円、令和３年度２０３億円上回る額を確保して対応することとされました。

　本町の財政状況は、令和２年度決算において普通交付税が増加したことにより全体の一般財源は増加しました。こうした中にあって、継続的・安定的財政運営のために財政調整基金及び各特定目的基金に積立てを行い、財政健全性を確保したところでありますが、社会保障関係費の増加傾向を鑑みれば、急速な財政悪化を想定した堅実な財政運営を行う必要があります。

　以上のことから、議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算から議第２１号令和４年度豊郷町下水道事業会計予算までの一般会計、各特別会計及び各事業会計の予算を編成いたしましたので、一括してご説明申し上げます。

　令和４年度当初予算の基本方針は、第５次豊郷町総合計画に掲げる基本目標実現に向け各基本目標における現状と課題を再点検し、着実かつ積極的な事業展開を推進するとともに、本町のまちづくりの将来像である「一生青春　みんなで安心　元気なまち」の実現に向け、さらなるステップアップとなるよう、町民の皆さんと行政が一体となって一歩先行く豊郷町を築き上げていくこととしました。

　このような方針で編成いたしました令和４年度の一般会計、特別会計の状況は、２ページ、４予算の規模等のとおり、一般会計４８億５,４００万円、対前年度当初比３億９,０００万円の減、７.４％減となり、特別会計１６億４,１２７万４,０００円、対前年度当初比１,６４９万５,０００円の増、１.０％増となっております。

　当初予算額について、その規模の推移を見てみますと、債務負担行為を組んで令和元年度から事業を実施しておりました庁舎建て替え整備工事の完了に伴い、普通建設事業費が減少したことにより令和４年度当初予算総額としては減少しております。

　防災事業等に係る各種経費等を計上し、積極的な事業展開を行い、昨年度比７.４％減の４８億５,４００万となりました。

　次に、令和４年度豊郷町一般会計予算書及び説明書の債務負担行為は８ページ、第２表債務負担行為のとおりであります。

　地方債は１０ページ、第３表地方債のとおり、一時借入金及び歳出予算の流用は記載のとおりでございます。

　次に、議第１７号令和４年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

　豊郷町国民健康保険事業特別会計予算の総額は８億６,７７５万６,０００円で、２.３％の増で、歳入については国民健康保険税１億２,７３５万５,０００円、使用料及び手数料１２万７,０００円、県支出金６億４,０８１万８,０００円。財産収入２万４,０００円、繰入金９,６８７万７,０００円、繰越金４２万２,０００円、諸収入２１３万３,０００円を見込んでおります。

　歳出では、総務費２,６９８万１,０００円、保険給付費６億２,０７１万１,０００円、国民健康保険事業被納付金１億９,７５０万円、共同事業拠出金１,０００円、保険事業費２,１８０万４,０００円、基金積立金２万４,０００円、拠出金７３万５,０００円を計上しております。

　次に、議第１８号令和４年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

　介護保険事業特別会計予算の総額は、６億９,６９９万２,０００円で、０.９％の減であります。歳入については、保険料１億４,３２８万２,０００円、使用料及び手数料４,０００円、国庫支出金１億４,１２６万８,０００円、支払基金交付金１億７,２９１万３,０００円、県支出金９,７４６万７,０００円、財産収入１万７,０００円、繰入金１億４,１７７万３,０００円、繰越金２６万４,０００円、諸収入４,０００円を見込んでおります。

　歳出では、総務費４,２８８万６,０００円、保険給付費６億３,５０９万２,０００円、地域支援事業費９０６万７,０００円、基金積立金９６８万３,０００円、諸支出金２６万４,０００円を計上しております。

　次に、議第１９号令和４年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

　後期高齢者医療事業特別会計予算の総額は、７,６５２万６,０００円で５.１％の増であり、歳入については後期高齢者医療保険料４,９７８万８,０００円、使用料及び手数料７,０００円、繰入金２,６１１万４,０００円、繰越金１,０００円、諸収入２０万２,０００円、後期高齢者医療広域連合補助金４１万４,０００円を見込んでおります。

　歳出では、総務費７１６万２,０００円、後期高齢者医療広域連合納付金６,９１６万３,０００円、諸支出金２０万１,０００円を計上しております。

　次に、議第２０号令和４年度豊郷町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

　令和４年度の水道事業の予定量は、第２条記載のとおり、給水戸数２,５２７戸、年間総給水量７８万６,６５５立方メートル、１日平均給水量２,１５５立方メートル、１日最大給水量２,９９２立方メートル、主な建設改良事業としましては、配水管設備改良費５,５３２万円を予定しております。

　第３条記載の収益的収入及び支出の予定額は、収入総額を２億３,２５３万円、支出総額を１億９,６８５万７,０００円とし、第４条記載の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を７,６４４万７,０００円、総支出総額を１億５,４９９万７,０００円としております。

　第５条の企業債の限度額は２,１２０万円とし、起債の借入れ方法を証書借入、利率を３％、償還の方法を政府資金についてはその融資条件により、また銀行その他の場合にはその都度協定するものであります。

　第６条記載の債務負担行為については、浄水場包括管理業務の契約期間満了に伴い、令和４年度から令和９年度までとし、限度額を６,００６万円と定めるものであります。

　第７条記載の予定支出の各項の経費の金額の流用は、第２２款水道事業費用のうち第１項営業費用または第２項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合としており、第８条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は職員給与費２,０６６万１,０００円とし、第９条の他会計からの補助金としては職員給与費及びインボイス制度に伴いますシステム改修費を受け入れ、２,０９７万３,０００円と定め、第１０条のたな卸資産購入限度額は１７万３,０００円と定めております。

　なお、３ページの注記表のⅠに記載のとおり、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

　次に、議第２１号令和４年度豊郷町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

　令和４年度の下水道業務の予定量は、第２条記載のとおり接続戸数２,５０４戸、年間総排水量１０３万７,２６８立方メートル、１日平均排水量２,８４２立方メートル、主な建設改良事業としましては、管路施設改良費３,９００万６,０００円を予定しております。

　第３条記載の収益的収入及び支出の予定額は、収入総額を３億３,２５０万３,０００円、支出総額を２億９,５３６万１,０００円とし、第４条記載の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を７,１２１万６,０００円、支出総額を１億８,７０２万５,０００円としております。

　第５条の企業債の限度額は２,４６０万円とし、起債の借入れ方法を証書借入、利率３％、償還の方法を政府資金についてはその融資条件により、また銀行その他の場合にはその都度協定するものであります。

　第６条記載の予定支出の各項の経費の金額の流用は、第５１款下水道事業費用のうち第１項営業費用または第２項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合としております。

　第７条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費１,２６９万４,０００円とし、第８条の他会計からの補助金については１,２４２万９,０００円を受け入れ、第９条のたな卸資産購入限度額は６万７,０００円と定めております。

　なお、３ページの注記表のⅠに記載のとおり、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成しております。

　以上、議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算から議第２１号令和４年度豊郷町下水道事業会計予算までの一般会計、各特別会計及び各事業会計について提案説明とさせていただき、この後、各担当課長から補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　それでは、私の方から議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算の説明をいたします。

　まず、当初予算の主要施策の概要の４ページです。

　５一般会計歳入予算の構成としましては、歳入の主な増減については町税が前年度新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少に伴う町民税の減少となっておりますが、今年度はその回復が見込まれることから、町民税が増加し、コロナによる固定資産税の軽減措置がなくなることから、２,６４３万９,０００円の増、２.８％となります。

　地方特例交付金が前年度は固定資産税の軽減に伴う新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金の交付がありましたが、今年度は軽減措置がなくなることにより１,９０９万５,０００円の減、７４％の減となっております。

　分担金及び負担金が歌詰橋改修事業第２期工事の愛荘町負担金の増加により２,９０２万１,０００円の増、１１３.７％。町債が庁舎建て替え整備工事完了に伴う公共施設等適正管理推進事業債、市町村役場機能緊急保全事業債等の減により４億１,３４０万円、８０.７％の減となっております。

　自主財源及び依存財源の構成比については、予算額で自主財源比率が３.８ポイント増加し、依存財源比率が３.８ポイント減少いたしました。

　次に、６ページ。

　一般会計歳出予算の構成については、主な増減は総務費が庁舎建て替え整備工事の大規模事業が完了したことに伴い普通建設事業費が減少したことにより４億３,２６９万６,０００円の減、２８％の減。民生費が新事業の重層的支援体制整備事業移行準備事業の開始及び障害者自立支援給付費事業の扶助費の増加により５,１６３万７,０００円の増、３.３％の増。土木費は社会資本総合整備事業に係る歌詰橋補強・補修工事（第１期）の完了により普通建設事業費が減少したことにより５,０２８万１,０００円の減、９.９％の減。消防費が自主防災組織資機材整備補助金の廃止及び南海トラフ対策推進計画等策定業務の完了により１,３６１万４,０００円の減、７.６％の減。教育費はスポーツ公園内バンガロー跡地整備工事による普通建設事業費が増加したため、５,６１６万１,０００円の増、８.５％の増となっております。

　公債費は、随時の繰上償還により定期償還額は減少しており、令和４年度は２,７２９万３,０００円の減、１１.９％の減となっております。

　次に、８ページ。性質別ですが、主な増減は、物件費がふるさと納税に係る手数料の増加及び地方税共通納税システム対象税目拡大に伴う作業支援業務などの委託料の増加により大幅に増加したことで、１億９,００７万７,０００円の増、１１.６％の増。補助費などが彦根市へ消防業務を委託していることに伴う委託料の減少及びじんかい処理費の彦根愛知犬上広域行政組合の負担金が減少したことにより２,３００万１,０００円の減、３.９％の減。普通建設事業費が庁舎建て替え整備工事の完了に伴う施設整備などの減及び歌詰橋補強・補修工事（第１期）の完了に伴う社会資本総合整備事業費の工事費などの減少で大幅に減少となり、５億１,６４３万２,０００円の減、６４.３％の減となりました。

　この結果、投資的経費が前年度と比較し５億１,６４３万２,０００円の減、６４.３％の減となりました。

　それでは、令和４年度豊郷町一般会計予算書及び説明書から説明いたします。

　国の地方交付税の確保をしていただいたため、令和３年度と同等の予算が組めました。ですから、私からは概要書の新規拡充を中心に説明させていただきます。

　歳入では、１４ページ、款１町税、項１町民税、目１個人２億７,９８８万円で、９９９万２,０００円の増、下段目２法人税６,０２７万３,０００円で８４万１,０００円の減、款１町税、項２固定資産税、目１固定資産税５億３,１１０万６,０００円、１,９１３万７,０００円の増です。

　１５ページ、款１町税、項４たばこ税、目１たばこ税７,２０６万１,０００円で２９７万円の減。税金はそのようになっております。

　１８ページ、款９地方特例交付金、項１地方特例交付金、目１地方特例交付金７００万円で１,９９５万円の減、款１０地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税１３億９,８００万円で、４,５００万円の増。

　１９ページ、款１２分担金及び負担金、項２負担金、目２土木費負担金４,４００万円で、２,９２４万円の増、これは歌詰橋改修工事愛荘町負担金でございます。

　２４ページ、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金１,０２６万９,０００円で、３,９２７万９,０００円の減。

　３３ページ、款１８繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金１億８,７２８万８,０００円で、１億６,６９５万円の減。

　３４ページ、目３ふるさと応援寄附基金繰入金４億６,５６０万円で、５,８２０万円の増。

　４１ページ、款２１町債、項１町債、目１臨時財政対策債４,８００万円で、１億９０万円の減。目３土木債４,４００万円で、３億８３０万円の減となっております。

　続いて、歳出では、４７ページ、款２総務費、項１総務管理費、目５財産管理費の節１６公有財産購入費６９６万円は、高野瀬６７７番地の買収費新規。

　５１ページ、目１６旧校舎管理費１,４５５万９,０００円は、総務課で旧校舎を管理するため教育委員会からの新規となっております。その旧校舎管理費のうち、１２委託料、設計委託料は旧校舎の防水、外壁などの補修、洗浄などの設計３３０万円新規。

　６０ページ、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節１２委託料の重層的支援体制整備事業移行準備業務委託料６００万円は新規。

　７６ページ、款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費の３,７３７万７,０００円のうち、３,７１８万円は予防接種費拡充でございます。

　８９ページ、款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路橋梁費、節１２委託料、測量設計委託料、社会資本総合整備事業費１,１６１万２,０００円は、個別施設計画策定業務の路面正常化調査、新規です。

　８９ページ、目２道路橋梁費、節１４工事請負費１億２６１万３,０００円のうち緊急自然災害防止対策事業費８,８００万円は歌詰橋橋梁補修・補強第２期工事です。

　９４ページ、款９消防費、項１消防費、目４防災減災事業費、節１４工事請負費４９５万円はホースタワーの新設でございます。これ、新規です。

　１０５ページ、款１０教育費、項２小学校費、目５豊郷小学校整備費と目６日栄小学校整備費の１１０万円は教室のプロジェクター更新の設計委託料、新規。

　１１７ページ、項６保健体育費、目２スポーツ公園施設費、節１４工事請負費５,６４３万円はバンガロー跡地整備工事他となります。

　戻りまして、８ページ、第２表債務負担行為は、事項のとおり、滋賀県信用保証協会小規模企業小口簡易資金債務損失補償の令和４年度から令和１６年までと、町長選挙費８００万、町議会補欠選挙費２００万、県議会選挙費５５０万、地域福祉計画策定業務４７８万５,０００円、障がい者基本計画策定業務５００万５,０００円、歌詰橋補強・補修工事２億２,０００万。

　次に、１０ページの第３表地方債は、臨時財政対策債４,８００万、地域活性化事業債２９０万、緊急自然災害防止対策事業債４,４００万、防災対策事業債３７０万円を計上しています。

　以上、説明を終わります。

医療保険課長　　はい、議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、私の方から議第１７号令和４年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

　主なもののみの説明とさせていただきますので、ご了承願います。

　まず、歳入では７ページ、款１国民健康保険税、項１国民健康保険税１億２,７３５万５,０００円、前年度から１２９万２,０００円の増額、率にして１％の増ですけれども、直近３か年の調定額の推移等を考慮し、増額計上をしております。

　続いて、８ページ、款３県支出金、項１県補助金６億４,０８１万８,０００円、前年度から１,５９８万円の増額、率にして２.６％の増ですが、保険給付費の増に伴う普通交付金の増となっております。

　９ページから１０ページ、款５繰入金、項１一般会計繰入金９,２６１万５,０００円、前年度から２５４万円の減額、率にして２.７％の減ですが、保険基盤安定繰入金の減によるものです。

　１０ページ、款５繰入金、項２基金繰入金４２６万２,０００円、前年度から皆増となっておりますが、税率引下げ実施分の基金の取崩し分の増となっております。

　続いて、歳出では、１３ページから１４ページ、款２保険給付費、項１療養諸費５億３,００５万３,０００円、前年度から１,０７２万７,０００円の増額、率にして２.１％の増ですが、滋賀県の医療費推計に基づく増となっております。

　項２高額療養費８,６２３万６,０００円、前年度から７６０万５,０００円の増額、率にして９.７％の増ですが、滋賀県の医療費推計の増、及び入院等の高額医療費が増加傾向にあるため、増額を見込んでおります。

　１５ページ、廃目となっておりますが、項傷病手当金諸費１９万２,０００円の皆減となっておりますが、こちらにつきましては、当初予算編成時におきまして新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の財政支援が本年３月３１日となっていたため、全て減額の方をしております。ただし、本件につきましては、令和４年２月１０日付厚生労働省保健局国民健康保険課から事務連絡が発出されまして、令和４年６月３０日まで財政支援が延長したことに伴いまして、今後補正予算にて対応する予定の方をしております。

　款３国民健康保険事業費納付金、項１医療給付費分２６９万１,０００円の増額、項２後期高齢者支援金等分１１９万８,０００円の減額、項３介護納付金分７８万２,０００円の減額については、令和４年度の県納付金の算定結果によるものです。

　議第１７号については、以上となります。

　続きまして、議第１８号令和４年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

　３０ページ、第２表債務負担行為については、令和４年度から令和５年度にかけて第９期の介護保険事業計画を策定するための債務負担行為を設定するものでございます。

　続いて、歳入では、３３ページ、款１保険料、項１介護保険料１億４,３２８万２,０００円、前年度から３４８万円の増額、率にして２.５％の増ですが、被保険者数の増及び所得階層の推移に伴う増となります。

　款３国庫支出金、項１国庫負担金１億１,０３３万８,０００円、前年度から５０８万１,０００円の減額、率にして４.４％の減ですが、介護給付費の減に伴います国庫負担金の減となっております。

　３４ページ、款３国庫支出金、項２国庫補助金３,０９３万円、前年度から３３８万４,０００円の減額、率にして９.９％の減ですが、調整交付金の交付見込みが大幅に減少したことによるものでございます。

　３４ページから３５ページ、款４支払基金交付金、項１支払基金交付金１億７,２９１万３,０００円、前年度から４０３万２,０００円の減額、率にして２.３％の減ですが、介護給付費の減に伴います支払基金交付金の減となっております。

　３６ページ、款７繰入金、項１一般会計繰入金１億３,３４４万円、前年度から２４２万４,０００円の増額、率にして１.９％増ですが、第９期介護保険事業計画策定に伴います委託料の増によるものでございます。

　続きまして、歳出では、４０ページ、款１総務費、項５事業計画策定費３５１万９,０００円、前年度から皆増となっておりますが、第９期介護保険事業計画策定に伴う経費を計上しております。

　廃目となっております項趣旨普及費５９万円の皆減につきましては、事業終了に伴います減額となっております。

　４０ページから４１ページ、款２保険給付費、項１介護サービス等諸費５億８,３３６万１,０００円、前年度から１,９３５万３,０００円の減額、率にして３.２％の減ですが、給付実績に基づきます給付費推計による減額となっております。

　４３ページ、項６特定入所者介護サービス等費２,９１１万４,０００円、前年度から４０７万３,０００円の増額、率にして１６.３％の増ですが、給付実績に基づく給付費推計からの増額となっております。

　４５ページ、款４基金積立金、項１基金積立金９６８万３,０００円、前年度から４０３万９,０００円の増額、率にして７１.６％の増ですけども、給付費が減少する見込みであることから、歳入超過分の積立金の増となっております。

　議第１８号については、以上でございます。

　続きまして、議第１９号令和４年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

　歳入では、５８ページ、款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料４,９７８万３,０００円、前年度から１４１万９,０００円の増額、率にして２.９％の増ですが、滋賀県後期高齢者医療広域連合から示されました負担金に基づき計上をしております。

　５８ページから５９ページ、款３繰入金、項１一般会計繰入金２,６１１万４,０００円、前年度から１９０万３,０００円の増額、率にして７.９％の増ですが、基盤安定繰入金の増額に伴う増となっております。

　６０ページ、款６後期高齢者医療広域連合補助金、項１後期高齢者医療広域連合補助金４１万４,０００円、前年度から皆増となっておりますけども、本年１０月から実施されます窓口２割負担に伴いまして被保険者の皆さんに全て一度保険証を送るんですけど、１０月に再度保険証を再送することとなりましたので、その経費に対する補助金を見込んでおります。

　続きまして、歳出では６１ページ、款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金６,９１６万３,０００円、前年度から３１６万円の増額、率にして４.８％の増ですが、後期高齢者医療広域連合から示されました負担金に基づいて計上の方しております。

　早口になりましたけども、私の方からは以上です。

上下水道課長　　議長。

河合議長　　森本上下水道課長。

上下水道課長　　それでは、私の方からは議第２０号、２１号についてご説明をいたします。

　まず、議第２０号令和４年度豊郷町水道事業会計予算について、収益的収入では、まず７ページ、款２１水道事業収益、項２営業外収益、目３補助金２,０９７万３,０００円は職員給与費及びインボイス制度に伴いますシステム改修費であり、目４他会計負担金９４５万２,０００円については、繰出基準に基づく統合前の簡易水道の建設改良について発行された企業債に係る利子償還金の２分の１を一般会計から繰り入れるものです。

　次に、収益的支出では、８ページ、款２２水道事業費用、項１営業費用、目１原水及び浄水費として４,０５３万８,０００円を見込んでおり、その主な内容は、委託料として浄水場包括管理委託業務１,３０９万円、目標設定項目である農薬類の水質検査１０５万２,０００円、管路の漏水が発生した場合に緊急対応するための水道漏水待機業務１３２万円、メーター検針３０１万９,０００円、水道本管が漏水した際の緊急修繕費として３００万１,０００円を見込んでおります。

　続いて、９ページでは、昨年度の精密検査において交換時期の来ている北部浄水場取水井アクチュエーターなどを予定しており、消毒薬として薬品費１２８万４,０００円を見込み、続いて１０ページ、目４総係費、委託料として公営企業会計に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務１７６万円を計上しました。

　次に、資本的収入では、１３ページ、款２３資本的収入、項２負担金、目１他会計負担金５,５２４万７,０００円については、繰出基準に基づく元金償還金の２分の１を一般会計から繰り入れるものでございます。

　続いて、資本的支出では、１４ページ、款２４資本的支出、項１建設改良費、目４配水管設備改良費５,５３２万円を計上しており、委託料として計量法に基づくメーター交換業務４０３万６,０００円、北部配水管耐震化布設替工事実施設計業務３２５万６,０００円、水道台帳管理システムデータ更新業務１１２万２,０００円、建設改良費として浄水場の耐用年数に基づく水道施設機器更新工事１,３３８万７,０００円、南部浄水場１号ろ過機ろ材交換工事７９５万３,０００円、北部配水管耐震化布設替工事２,５１２万４,０００円を計上しております。

　続いて、議第２１号令和４年度豊郷町下水道事業会計予算についてご説明いたします。

　収益的収入では、７ページ、款４１下水道事業収益、項１営業収益、目２雨水処理負担金５３７万３,０００円、項２営業外収益、目２他会計負担金８,９０２万８,０００円については繰出基準に基づき繰り入れ、目３他会計補助金１,２４２万９,０００円は職員給与費及びインボイス制度に伴いますシステム改修費であり、一般会計からの繰入れを行うものでございます。

　次に、収益的支出では、８ページ、款５１下水道事業費用、項１営業費用、目１管渠費として１,８６０万７,０００円を見込んでおり、その主な内容は委託料として下水道への排出基準に係る水質検査委託１２１万９,０００円、町内４か所に設置しておりますマンホールポンプの維持管理委託１２６万５,０００円、下水道本管の管路清掃及びマンホール目視調査委託５５０万円、管路の内部状況を調査するための本管カメラ調査委託８２７万６,０００円を計上しております。

　次に、９ページ、目２総係費、委託料として公営企業会計に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務１７６万円を計上し、１０ページに滋賀県の雨水処理施設であります浄化センターへの雨水処理負担金として目３で流域下水道維持管理負担金６,４４９万１,０００円を計上しております。

　次に、資本的収入では、１２ページ、款６１資本的収入、項２企業債、目１建設改良費等企業債２,４６０万円、項４補助金、目１国庫補助金９９７万７,０００円を建設改良費の財源として計上し、また、項５負担金、目３他会計負担金３,４０８万３,０００円については、繰出基準に基づき一般会計から繰り入れるものであります。

　次に、資本的支出では、１３ページ、款７１資本的支出、項１建設改良費、目１管渠築造費２,４１６万７,０００円については、大雨によります浸水被害を軽減するための対策に係る雨水流出解析調査業務１,８６５万６,０００円、総合地震対策工事に係ります下水道施設耐震化設計業務１２９万８,０００円、下水道施設台帳の更新に伴います公共下水道基礎資料構築業務４２１万３,０００円を計上をしており、目２流域下水道建設費として滋賀県の施設である汚水処理センターの更新改良に係る流域下水道建設市町負担金１,４８３万９,０００円を計上しております。

　以上、主な内容の説明といたしました。よろしくお願いいたします。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

高橋議員　　議長。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　それでは、令和４年度豊郷町一般会計予算につきまして質疑をいたします。

　まず、４３ページです。

　款総務費、項総務管理費、１一般管理費の中の報酬において、特別職報酬等審議委員というのが毎年計上されているんですけれども、この委員会はどんなふうな論議をしておられるのかを教えてください。

　それから、４７ページです。

　５財産管理費の中の１４工事請負費４７１万８,０００円。これについて具体的に説明をしてください。

　それから、下の１６公有財産購入費６９６万円について、用地買収が上がっています。どのような経過で計上となりましたか。

　６の企画費の中の都市計画審議会委員という方々は何名おられて、どのような活躍ぶりかを報告してください。

　続きまして、４８ページです。

　これは企画費の中の２４積立金５万円。今年も計上となっております。新しい字ができるときに使うんだという説明を受けていますけれども、総額でもう７,０５１万９,０００円になろうかと思います、この５万円を積み立てたら。今、令和３年度がそういう額です。相当な額が積み上がっているんですけれども、このことは今後どのように使われていくのか、展望を示してください。

　５１ページです。

　５１ページ、これは１６旧校舎管理費の中で１２委託料、設計委託料とあります。旧校舎分の廊下とか外壁とかをきれいにする工事の内容が説明書にありましたけれども、廊下に関してはすごく値打ちのある材料でしておられるんですけど、どのような改修のことを思っておられるのか。まさか、がっとえぐって継ぎはぎするとかそういうことは考えていないんでしょうねということを言いたいわけです。

　そして、これは設計委託料に関しては、指名入札にしようと思っているのか、どういう入札方法を考えているのかを教えてください。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　はい。設計委託料。

河合議長　　委員会委託されますので、ちょっと質疑は簡明にお願いします。

高橋議員　　はい。

河合議長　　ことごとく聞いてたら、委員会付託は一体何を聞くんですか。

高橋議員　　えっ。

河合議長　　同じようなことを聞くんでしょう。ここというところを聞いてください。ちょっと、質疑がちょっと。

高橋議員　　はい、大事なところだけピックアップしています。

　そして、新しい……。

　６０ページです。

　新規事業として重層的支援体制整備事業移行準備業務委託料が計上されています。どこか参考にされている市町村とかがあったんでしょうか。まるで０からのスタートなのかを教えてください。

　そして、８９ページです。

　道路橋梁費の中の１２委託料で測量設計委託料が上がっています。この事業、社会資本総合整備事業を歌詰という説明であったかと思うんですけれども、トータル、歌詰に関しては、総工事費はどのぐらいになりそうなのかを教えてください。

　１４の工事請負費もそれなのかなと。これ、８,８００万ですね。これも歌詰かなと思うんですけども、総工事費を、予想を教えてください。

　それから、１１７ページです。

　２スポーツ公園施設費の中の工事請負費が５,６４３万円上がっていますけれども、かねてより要望のある小さい子どもたちが遊べるような、のんびり遊べるような安全な遊具などの設定がされそうかどうかも、展望を示してください。

　以上です。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の質疑にお答えします。

　４３ページの報酬の特別職報酬等審議委員さんなんですけども、これは特別職の、今ですと町長と教育長の報酬を変えるときに審議いただく委員さんの活動となっております。

　次に、４７ページの１４の工事請負費なんですけども、庁舎内にプロジェクターを設置して映像を映す工事とか屋外のサイン工事を予定しております。

　その下の公有財産購入費は、先ほど申しました高野瀬の土地を買う予定、防災倉庫の横の、前に説明しておりますところを買う予定の金額でございます。

　次に、４８ページの積立金の自治区画再編整備基金積立金の今後の展望なんですけども、例えば分譲地で独立して新しい字をつくるとかいう話が出てきた場合に使う予定をしております。

　次に、５１ページ、委託料の設計委託料の旧校舎分の設計なんですけども、廊下のことを言っててくれたと思うんですけども、２０年に改修したときはきれいに剝がしてほかのところの板を持ってきて廊下を再現させてもらったんですけども、今回それができるかどうかは、ちょっと今、設計士さんと話をしないと分からない状況でございます。

　以上です。

　すいません、あと、入札方法はどうするのかということなんですけど、指名でするかプロポーザルで行うかを考えております。

　以上です。

企画振興課長　　議長。

河合議長　　清水企画振興課長。

企画振興課長　　それでは、高橋議員のご質疑にお答えします。

　私の方は４７ページ、企画費の１報酬の都市計画審議会委員についてですが、これにつきましては、国道８号線バイパスの計画が仮に順調に進めば本町の都市計画審議会に諮らなあかん案件も出てくるかもわからないということで、国・県の方からそういう依頼を受けておりますので、計上をさせていただいております。

　ちなみに、ここ１０年以上開かれたことはございませんので、特に活動等はありません。

　以上です。

保健福祉課長　　議長。

河合議長　　森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長　　私の方からは、６０ページの３、１、１、重層的支援体制整備事業移行準備業務についてご説明をさせていただきます。

　この事業につきましては、社会福祉法の改正により創設されたものでして、今現在この重層的支援体制整備事業は県内ですと守山、長浜、米原で実施をされており、移行準備事業につきましては彦根、近江八幡、栗東、甲賀、野洲、高島、東近江市、竜王町の７市１町が今現在実施をされております。

　市町の任意事業でありますが、当町につきましても令和４年度から実施したいということで計上させていただきました。よろしくお願いします。

地域整備課長　　議長。

河合議長　　岡村地域整備課長。

地域整備課長　　高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

　私の方は、８９ページ、道路橋梁費の委託料の社会資本総合整備事業費１,１６１万２,０００円についてですけど、こちらにつきましては、個別施設計画策定業務委託料となっております。舗装の長寿命化計画を策定するものであります。

　あと、測量設計委託料の中に歌詰橋関係につきましては護岸護床の復旧の設計業務を入れさせていただいております。

　工事費の緊急自然災害防止対策事業費の８,８００万につきましては、こちら、歌詰橋の第２期工事の分の前払金分を考えております。工事費につきましては２億２,０００万円を思っておりまして、そのうちの前払金４０％の８,８００万円を計上させていただいております。

　歌詰橋の、最終どのぐらいになるかというふうなご質問でしたけれども、工事費につきましては、この２億２,０００万円を思っております。

　先ほど委託の方で申し上げました護床につきましては、今から設計いたしますので、幾らぐらいかかるかというのはちょっと、お答えすることはできません。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　それでは、私の方からは１１７ページのスポーツ公園施設費の工事請負費について、子どもが遊べる遊具の展望はということにお答えをさせていただきます。

　遊具につきましては、総合的に考えていきたいと思っております。

　以上です。

河合議長　　高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員　　委員会で聞きます。結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村さん。

今村議員　　それでは、最初に、令和４年度一般会計予算について、その中で特にお聞きしたいのは、この当初予算案の主要施策の概要の中の基金の残高の状況というのが１３ページに書かれていますが、一般会計における、これ、いろんな基金があるわけですが、とりわけ財政調整基金、今期伊藤町政の財政運営は非常に私はちょっと危惧をしております。財政調整基金というのは不測のときとか急な出費のときなんかにそれを補塡できる財政調整機能があるわけですけど、このままでいくと財政調整基金が枯渇するんじゃないかという、何かそんな感じの取崩しの金額がどんどんどんどん出ていきます。

　そのほかでも、減債基金も少ない。今のところまだ安定的に入っているふるさと応援寄附基金にしても、これはやっぱり今の日本のいろんな経済情勢や個人のあんなんも反映するし、いろんな都会の自治体から批判の声もありますが、でもそういった中でこういう町の財政運営は、今後、１０年後、豊郷町のいろんな施策を継続させていくためにどういうふうにこれを基金の適正活用と基金の積立てを考えているのか、それを１点お聞きしたいです。

　そして、次は、企業会計と言われる水道会計と下水道会計についても説明を求めたいと思います。

　両方とも昨年の９月決算時の財政健全化比率の中では赤字はなくて将来負担の関係でもそう危惧するような状況ではないというのは分かっているんですが、やはり水道でしたら、１１ページの目５の減価償却費、有形固定資産減価償却費と無形固定資産減価償却費、これ毎年上がってくるんですけれども、これはものによって減価償却年限が違いますから、そういうので、これは今の令和４年度時点で、当初予定で、減価償却のいろんなものありますが、総額ってどんだけあって、向こう１０年にわたってはこの金額というのはどういう変遷があるのでしょうか。

　同じように、下水道事業におきましても、１０ページに同じように減価償却の償却費、有形固定資産減価償却費１億４,１０６万４,０００円。また、無形固定資産減価償却費１,３４７万３,０００円とありますが、これも担当課の説明をお願いしたいんですが、この減価償却費の令和４年度初頭、４月現在で全体額というのはどのくらいあって、向こう１０年間でどのくらいの金額になるのか。今の想定で増える可能性はあるのか、減るのか。

　それと、町債の問題でもこの水道、下水道会計については、水道事業の残額が今９億５,２４０万１,０００円。下水道事業の残高が１３億７０５万１,０００円。これは令和４年度末見込みですね。だから、３年度末見込みではちょっと、もうちょっと多いんですね。

　でも、これもね、うちみたいな小規模自治体の企業会計としては大きな起債なんですよね。大野町長、町政時代に短期にこういう事業を、あの当時、景気対策、そういうので国が特別対策で交付税措置もするとか何とか言って、早めましたよね。でも、この起債というのはあんまり減らないんですね、ずーっと。その関係のそういう交付税算入分は返ってきますけど、やはりほかのいろんな経費に充てたりとか、できるだけ水道代、下水道代を、負担を上げないという観点に立ったら、この企業債、こういった債務は減らしていかなきゃいけないと思うんですが、これが半減する。少なくとも半減するのはどのくらいの年数がたったら半減すると当課では見込みを持っておられるのか。

　毎年いろんなところの債務も入ってくるから、公共下水道やら、いろいろあるから、流域下水道も。減っては増え、減っては増えというのが結構出てくるんですけれども、やはり企業会計化しましたので、その中で住民負担を増やさずに健全化へ運用していくには、これからやっぱり自然災害もいろんなことも起こりますので、ぜひそういうことに対してはどういう見解で見込みを持ってやっておられるのか、そのことについて説明を求めます。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の質疑にお答えします。

　まず、財政調整基金の推移でございますが、平成１３年度のときは４億８,９００万ほどありました。それが徐々に増えてきまして、平成２８年度が１４億１,６００万。これが最高額でございます。そこから事業がいろいろありまして、令和２年度の残額が６億９,８００万ほどということで、令和３年度の最終見込みが４億６,４００万なので、平成１３年度に比べると一番低いときに今はあるんですが、普通建設費がもう減少してきましたので、今後は増加の傾向に転じると思っておりますし、今、基金の償還繰上げをたくさん行っておりますので、今は財政調整基金、一気に積み上がりませんが、数年後は一気に積み上がってくる想定をしております。

　以上です。

上下水道課長　　議長。

河合議長　　森本上下水道課長。

上下水道課長　　それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

　水道と下水道、関連しますので、同じような方向になりますので、両方合わせてお答えをさせていただきたいと思います。

　まず、水道の１１ページと下水の１０ページの減価償却の考え方でございますけども、先ほど今村議員のおっしゃっていたとおり、資産に対して減価償却が下がっていくと、そういったことで、残りどのぐらいあんのやというのは今回の予算書の最終ページに貸借対照表というのを提示させていただいております。これの資産の部の方をご覧いただきたいんですけども、先ほどご質疑のありました有形固定資産が（１）で、無形固定資産が（２）というふうになっています。これは見方だけの話になるんですが、イロハニというふうにしてあるのが、今水道の方を見ていただくと、水道の資産ということになります。

　一方で、下水の方の貸借対照表の借方というところになるんですが、資産の部の方を見ていただくと、同じような書き方がされていると。だから、各事業によって持っているものが違いますので、そこの表記で０であったりとかというところについては所有していないというのを基にしてご説明をいたします。

　まず、有形固定資産の水道の方ですけども、土地と書いてあるところが建物の建っている浄水場の敷地やというふうに思っていただいたらいいかと思います。

　そして、間を割愛しますけども、減価償却累計額というのが書かれております。ここが減価償却のかかってくる額になると。ここでは累計額ですので、減価償却を始めてこれまでの総額が書かれているということになります。

　そういったことで言いますと、土地が８３４万円と建物が７,９２２万６,０００円というふうになっております。

　ここから減価償却されますと、このイとロについては毎年減少していくと。その差額分が減価償却されていっている額というふうになります。

　そして、もう１点ですけども、負債の部を見ていただきたいんですけども、負債の部の中で（１）の固定負債の企業債というのがございます。ここに示しているのが企業債の残高であるというふうに見ていただけたらと思います。

　また、少しややこしいんですが、その下の４の流動負債の企業債というふうに書かれております。これについては短期で返す企業債、いわゆる１年間で企業債をどれだけ返すという予定が書かれております。したがって、この予定貸借対照表が、今、令和５年３月３１日というふうに表示をしているのは、先ほど今村議員さんがおっしゃったように、令和４年度の事業執行後の予定を見ているということになります。

　そして、そういった意味で言いますと、令和３年度、今年度ですね。だから、令和４年の３月末時点になりますと、また数字が違うんですけども、今見込んでおりますのは、総資産額が１９億９１２万９,０００円の資産額を見ております。その中で、減価償却累計額が６,７２８万１,０００円というふうに見ているのが今の、先ほどの話でいきます有形固定資産の中の土地と建物の額を示しております。そういったことで、この会計自体は令和４年度の予算を組みますと令和４年度の事業が完了した時点でどのくらいの資産を抱えていて、どれぐらいの負債を抱えて、どれぐらいの資産を抱えているかというのをお示しするといった形式になっていることから、今の形式ですけども、そういった部分を総合的に見ていきますと、令和４年度末の貸借対照表の、例えば水道を見ていただいて、まず１つは一番下の資産合計というところが１８億６,１００万、これはいわゆる先ほど令和３年度末ですと１９億というお話をさせていただきました。この差額分が減価償却が進んでいるといったことになりますので、その分減価償却費が増えていくと。

　そして、今後１０年間というふうに言っていただいたんですけども、今現在資料を持っておりませんが、先ほど触れていただいたとおりなんです。これから企業債を借りて建築物を造っていくと。そういったことになってきますと、この資産額に変動が起こります。例えば、新しいものを造っていくと、今予算書に書かれています５年３月３１日時点の額が増えていくということになります。逆に、この減価償却が進んでいると、この資産額はどんどん少なくなっていくということになりますので、そういったふうに見ていただくということが１つと、そしてもう１つなんですが、水道の予算書１ページ戻っていただきますと損益計算書というのをつけさせていただいております。これについても、令和４年４月１日からですので、来年の３月３１日までの内容を示しております。今まで水道については当初予算から赤字の計上で予算を組んでおりました。それがここ数年間、この赤字の状態を保っているけど経営については維持をしてきていると。そういったことで、値上げをしないというお話もさせていただきました。そういったことで言いますと、やっとなんですけども、予備費の下のところの当年度純利益２,８５５万４,０００円。これは損益勘定上の黒字という予算が組めておりますので、令和４年度から改善をしていくという予算を組ませていただいております。

　そういったことが続いていきますと、もう一度貸借対照表に戻っていただきまして、資産の部の流動資産の現金預金というところがございます。ここ、３億５,５３４万７,０００円となっています。これが、両方がリンクしておりまして、損益勘定上２,８５５万４,０００円の黒字を出した時点で現金預金については３億５,５３４万７,０００円を水道事業は確保しているということになります。

　ただ、この予算書に関しましては、先ほど提案説明を町長がされました。この中でもありましたように、４条予算について建設改良に係る予算だということで、それを見ていただきますと、収入と支出の差額についてはマイナスになってくるといったことが見えてまいります。しかしながら、今ほど申し上げましたように、３億５,０００万の預金をその４条予算の補塡財源に使うといったことを考えるのと、併せて損益勘定上の黒字を出した部分となってくると、補塡財源の分について、それ以上の収益を上げなければ、経営については安定をしないといった考え方をします。

　そして、最後ですけども、企業債の償還についてですが、まず、水道事業につきましては、令和５年度で９億２,３１０万２,２２６円を見込んでいるところが、先ほど半分というふうに言っていただきましたので、見ていますと、大体になるんですが、令和１０年または１１年度には半分になってくる。ただ、これは、先ほど触れていただきましたように、これから企業債を借りたら、この額については変動するといったことでございます。

　そしてまた、下水道の方ですけども、下水道の企業債の償還につきましては、現在のところ約１３億というふうになっております。これが大体半分になるのが、これについては、令和１１年または令和１２年度ぐらいになってくると、これまでの事業で流域下水道事業と町内の特定環境保全下水道に対して企業債の残額については大体半分になってくるだろうという見込みを持って進めております。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再質疑ありますか。

今村議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑ありませんか。

西澤博一議員　　議長。

河合議長　　西澤博一議員。

西澤博一議員　　２点だけちょっとお伺いしたいと思いますけど、この当初予算案の中で、財源のことで、自主財源、依存財源があります。去年においては５割を切っているけども、今年度は５０.６で、依存が４９.４となっております。こうなっていた場合に、来年、再来年に、どういうような形になるか分かりませんけども、こういうことになった場合、国・県において交付税はされるのか、減額されるのかどうかという点を１点お聞きしたいのと、あともう１点は、主要施策の中で１７ページの中で、災害対策事業費と、令和３年度には自主防災組織資材整備事業というのが令和３年でありました。今年度はそれが載っていないんですけども、事業として載ってないんですけども、それはなぜ載ってないのか。それともどういう形でこれを削除されたというか、予算に上げなかったのか、説明を求めたいと思います。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　主要施策の概要の５ページの自主財源と依存財源の率によって交付税が変わってくるのかということですけども、交付税は財政需要額とかで決まってきますので、特に影響はございません。

　あと、消防資機材につきましては、あれは平成の２３年度あたりから始まった事業でして、もう資機材につきましては各字結構そろっている状況で、今の購入の仕方を見ると、もう補助をする必要がないという判断をさせていただきましたので、令和４年度は廃止といたしました。

　以上です。

河合議長　　西澤博一議員、再質疑ありますか。

西澤博一議員　　結構です。

河合議長　　ほかにありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　お諮りいたします。

　会議規則第３９条の規定により、議第１６号令和４年度豊郷町一般会計予算を予算決算常任委員会に、議第１７号令和４年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算及び議第１８号令和４年度豊郷町介護保険事業特別会計予算、議第１９号令和４年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に、議第２０号令和４年度豊郷町水道事業会計予算及び議第２１号令和４年度豊郷町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会にそれぞれ付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認めます。よって、議第１６号を予算決算常任委員会に、議第１７号、議第１８号、議第１９号を文教民生常任委員会に、議第２０号、議第２１号を総務産業建設常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

　今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

　日程第２３、請願第１号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。紹介議員である鈴木勉市議員の説明を求めます。

鈴木議員　　はい、議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　それでは、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書を朗読し、提案に代えさせていただきます。

　請願人、大津市梅林１丁目３の３０県労連会館内。日本国民救援会滋賀県本部会長、中野善之助。

　請願趣旨。「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択をお願いいたします。

　請願の理由。私たちは日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と民主主義を守るボランティア団体の「日本国民救援会」です。冤罪被害者を支え、「無実の人は無罪に！」と支援運動を行っています。

　日本弁護士連合会のまとめによると１９１０年代から２０００年代までの冤罪事件は１６１件あり、しかも氷山の一角だと言われています。そして再審無罪を勝ち取るまでに例えば吉田岩窟王事件（１９１３年、名古屋市）は５０年、加藤老事件（１９１５年、山口県）は６２年、今年５月、国家賠償裁判で勝訴判決が出た茨城・布川事件は……。申し訳ございません。今年は、これ、昨年です。の５月。訂正をさせてください。４４年かかっています。再審は、「開かずの扉」「針の穴にラクダを通すようなもの」と例えられ、当事者・家族には想像を絶する困難を伴うため、諦める方もいます。

　現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は１９か条（４３５条～４５３条）のみで、極めて大ざっぱな規定のため、個々の再審裁判では裁判所の解釈、運用に全て委ねられていることから「再審格差」が起こっているのが実態です。

　再審制度の抱える問題点は、１つは捜査段階で集めた全証拠を検察が開示しないことです。国民の税金を使って集めた全ての証拠は、有罪立証に有利、不利を問わず、弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきであると考えます。

　２つは、検察官の不服申立て（上訴）です。裁判所が再審開始決定を出しても従わず、不服申立てを行い、いたずらに時間稼ぎをして、当事者と家族を時間的にも金銭的にも、また心理的にも苦しめ続けることは許されません。

　再審開始検定に対する反論は、再審公判の中で主張立証する機会があるので、上訴は禁止すべきであると考えます。

　３つは、前述の「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」を通常審のように整備し、環境を整え、「再審格差」や再審審理において、過去に当該事件に関与した裁判官が再び関与することが起こらないようにすることが重要であると考えます。

　つきましては貴議会において、地方自治法第９９条に基づき、無辜の者、無辜とは罪がない人のことを言いますが、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択をお願いいたします。

　請願項目。１つ、再審における検察手持ち証拠の全面開示。

　２つ、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。

　３つ、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の整備。

　以上であります。同僚議員の賛同をお願いするものです。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　ただいま議題となっています請願第１号は、会議規則第９２条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

　日程第２４、請願第２号、政府が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施を求める請願を議題といたします。紹介議員である中島政幸議員の説明を求めます。

中島議員　　議長。

河合議長　　中島議員。

中島議員　　それでは、政府が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施を求める請願を朗読して提案に代えさせていただきます。

　請願者、犬上郡豊郷町石畑３７５、豊郷町職員労働組合。愛知川愛荘町下八木７５の３。執行委員長、小杉恭也。

　政府は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（２０２１年１１月１９日閣議決定）の中で、新型コロナウイルス感染症への対応や少子高齢化への対応に最前線で奮闘するエッセンシャルワーカーの収入を月額１～３％引き上げることを決め、補正予算を成立させました。この補正予算では、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ・社会的擁護・介護・障害福祉・看護職員等の処遇を改善するための各種補助金が創設され、関係府省より実施要綱が発出されました。これらの補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象とされており、必要な財源は２～９月までは補正予算で補助金として交付され、１０月以降は公定価格分が一般財源化された地方交付税として措置されることが決まっています。

　言うまでもなく本件は、政府が推進する「成長と分配」「人への投資（人材の確保・育成）」を軸とした「新しい資本主義」を実現するために不可欠な事業の一環であるとともに、ポストコロナの社会経済活動の再起動や、人材の確保と育成を軸とした持続可能な行政体制の確立及び地方創生を進める上でも極めて重要な国策です。

　したがって、単に１自治体や近隣自治体間の賃金水準の比較あるいは地域民間水準との格差等を根拠とした特定地域の「賃金政策」ではなく、地域社会全体の賃金水準の底上げを図り、ひいては日本経済の低迷と閉塞感を打ち破るために国全体の「経済政策」として議論されるべき課題です。政府・地方自治体が一丸となり、コロナを克服し、新しい時代へ日本を再起動させるための歴史的転換点をつくり出せるかどうか、まさに地方自治体の姿勢が問われています。

　つきましては、以下のことについて請願します。

　本事業の対象となる職種について、処遇改善に必要な予算を確保して手続を遅滞なく進めてください。

　以上、同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

　ただいま議題となっています請願第２号は、会議規則第９２条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

　日程第２５、発議第１号、議員派遣の件を議題といたします。

　お諮りします。

　発議第１号議員派遣につきましては、議員が議会を代表し、一部や全員で研修会や会議に参加する場合には、議会の議決が必要ですので、提案するものであります。

　お手元に配付の議員派遣の件のとおり実施いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　異議なしと認めます。したがって、発議第１号議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

　以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

　本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により、審議されるようよろしくお願いいたします。

　本日はこれをもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後１時００分　散会）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和４年３月４日

　　　　豊郷町議会議長

　　　　議　　　　　員

　　　　議　　　　　員